

平成30年陸別町議会12月定例会会議録（第1号）						
招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年12月11日	午前10時00分	副議長	本田	学
	延会	平成30年12月11日	午後04時30分	副議長	本田	学
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
出席 7人	1	中村佳代子	○	8	宮川 寛	▲
欠席 1人	2	久保 広 幸	○			
凡例	3	多 胡 裕 司	○			
○ 出席を示す	4	本 田 学	○			
▲ 欠席を示す	5	山 本 厚 一	○			
× 不応招を示す	6	渡 辺 三 義	○			
▲⊗ 公務欠席を示す	7	谷 郁 司	○			
会議録署名議員	山 本 厚 一		渡 辺 三 義			
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長 早 坂 政 志			主任主査 吉 田 利 之		
法第121条の規定により出席した者の職氏名	町 長	野 尻 秀 隆	教 育 長	野 下 純 一		
	監 査 委 員	飯 尾 清	農 業 委 員 会 長 (議員兼職)	多 胡 裕 司		
町長の委任を受けて出席した者の職氏名	副 町 長	佐々木敏治	会 計 管 理 者	芳 賀 均		
	総 務 課 長	高 橋 豊	町 民 課 長	(芳賀 均)		
	産 業 振 興 課 長	副 島 俊 樹	建 設 課 長	清 水 光 明		
	保 健 福 祉 セ ン タ ー 次 長	丹 野 景 広	国 保 関 覧 斎 診 療 所 事 務 長	(丹野景広)		
	総 務 課 参 事	高 橋 直 人	総 務 課 主 幹	空 井 猛 壽		
教育長の委任を受けて出席した者の職指名	教 委 次 長	有 田 勝 彦				
農業委員会会長の委任を受けて出席した者の職氏名	農 委 事 務 局 長	棟 方 勝 則				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第65号	十勝圏複合事務組合規約の変更について
4	議案第66号	陸別町職員の再任用に関する条例
5	議案第67号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第68号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
7	議案第69号	陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
8	議案第70号	平成30年度陸別町一般会計補正予算（第6号）
9	議案第71号	平成30年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
10	議案第72号	平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）
11	議案第73号	平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
12	議案第74号	平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
13	議案第75号	平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
14	議案第76号	平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
15		一般質問

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

○事務局長（早坂政志君） 御起立願います。

おはようございます。

町民憲章を斉唱いたします。

一つ、みんなで力を合わせ、ひろく産業をおこし、豊かな町を育てましょう。

一つ、みんなで教養を深め、たくましい心と体をつくり、北方文化のかおり高い町を育てましょう。

一つ、たがいにむつみ、助けあい、だれもが生きがいをもてるあたたかい町を育てましょう。

一つ、たがいにきまりを守り、よい習慣をつくり、平和で明るい町を育てましょう。

一つ、恵まれた自然を生かし、住みよい環境をつくり、美しい町を育てましょう。

御着席ください。

開会の前に、議場内の皆様にお知らせいたします。

本定例会の開会に当たり、宮川議長より、病気療養中により本定例会に出席できないため、陸別町議会会議規則第2条の規定に基づき、欠席届が提出されております。

したがいまして、地方自治法第106条の規定に基づき、本定例会は副議長に議長の職務を行っていただきます。

本田副議長は、議長席に着席願います。

◎開会宣告

○副議長（本田 学君） ただいまから、平成30年陸別町議会12月定例会を開会します。

宮川議長より、欠席する旨届け出がありました。

多胡議員より、途中退席する旨報告がありました。

多胡農業委員会会長より、途中退席する旨報告がありました。

棟方農業委員会事務局長より、途中退席する旨の報告がありました。

◎諸般の報告

○副議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのおりでありますので、御了承願います。

◎町長行政報告

○副議長（本田 学君） 町長から行政報告の申し出があります。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 10月19日の第4回臨時会以降、本日までの行政報告を申し上げます。

お手元にお配りしている書面のとおりであります。後ほど、ごらんをいただきたいと、そのように思います。

なお、お手元に配付しております事業、業務、工事等の発注一覧につきましては、後ほどごらんをいただきたいと、そのように思います。

以上で、行政報告を終わります。

◎教育関係行政報告

○副議長（本田 学君） 次に、教育長から、教育関係行政報告の申し出があります。

野下教育長。

○教育長（野下純一君）〔登壇〕 9月定例会以降、本日までの主な教育関係の行政報告を申し上げます。

口頭で3点、報告いたします。

1点目は、学校管理職の退職についてであります。

陸別小学校、森雅仁校長から、11月15日、一身上の都合により退職したい旨の願いが提出され、北海道教育委員会から、11月20日付をもって退職の承認がなされております。理由といたしましては、体調上、自宅療養が必要となったためであります。

新校長が着任するまでの間は、教頭が職務代理者として任務を遂行いたします。これまで同様、学校運営には支障のないよう務めてまいります。

なお、後任の校長につきましては、北海道教育委員会十勝教育局に対し、早い着任を要請しております。

2点目は、全道大会の出場についてであります。

11月18日、北見市で開催されました第40回北見地区リコーダーコンテストにおいて、陸別リコーダーアンサンブルクラブが、小学校の部独奏及び合奏の2部門でそれぞれ銀賞を受賞し、1月12日、札幌市で開催されます第33回全道リコーダーコンテストへの推薦を受け、出場を決めております。本定例議会におきまして、出場経費に係る関係予算を計上しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

3点目は、教職員の働き方改革の取り組みとして、冬期休業期間における年末年始と1月5日、6日の土曜・日曜に連続する1月4日を閉庁日とし、教職員全員が休みやすい環境を設けることといたしました。町内周知につきましては、回覧で行ってまいります。

以上で、教育関係の主な行政報告を終わります。

○副議長（本田 学君） これで、行政報告を終わります。

ただいまの報告にかかわる一般質問の通告は、本日、12時までに提出してください。
次の日程に入る前に申し上げます。

本日、報道用として使用するため、報道関係者による写真撮影について、会議規則第103条の規定に基づき許可しておりますので、御了承願います。

◎開議宣告

○副議長（本田 学君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、5番山本議員、6番渡辺議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○副議長（本田 学君） 日程第2 会期の決定の件を議題にします。

本件については、12月7日に議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議しておりますので、委員長より報告を求めます。

多胡委員長。

○3番（多胡裕司君）〔登壇〕 平成30年陸別町議会12月定例会の運営について、12月7日に開催いたしました議会運営委員会において慎重に協議しましたので、その結果について御報告をいたします。

今定例会において、町長から事前に送付のありました議案は、十勝圏複合事務組合規約の変更1件、条例の制定1件、条例の改正3件、補正予算7会計の合わせて12件であります。議会関係では、一般質問6名、意見書案の提出1件及び委員会の閉会中の継続調査についてを予定しております。

会期につきましては、議案の件数、内容等を総合的に勘案し、協議の結果、お手元にお配りしております予定表のとおり、本日から12月13日までの3日間とすることに決定をいたしました。

なお、12月13日につきましては、予備の日として、予定表のとおり議事が進行しなかった場合に限り、会議を開くことにいたしました。

次に、議案の一括議題についてであります。議事の能率化を図る上から、提案理由が同一のものなどについては、一括して行うことにいたしました。まず、議案第67号と68号の職員及び特別職の給与に関する条例の一部改正の件であります。人事院勧告による国家公務員給与等の改正に合わせた職員給与等の改正と、それに準拠する内容の特別職

の期末手当の改正の提案について、関連性が高いと認め、提案理由の説明から質疑までを一括して行い、討論、採決は議案ごとに行うことにいたしました。

次に、議案第70号から76号までの平成30年度各会計補正予算についてであります。従前の例と同様に、提案理由の説明を一括して受けることとし、質疑、討論、採決は、それぞれ各会計、議案ごとに行うことにいたしました。

次に、一般質問であります。本定例会では6名の議員から一般質問の通告がありますが、本日とあすの二日間にわたって行う予定としております。

以上のとおりでありますので、議員各位におかれましては特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○副議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から12月13日までの3日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月13日までの3日間とすることに決定しました。次にお諮りします。

一括議題等、会議の進め方については、議会運営委員長の報告のとおり行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認め、そのように行うことに決定しました。

◎日程第3 議案第65号十勝圏複合事務組合規約の変更について

○副議長（本田 学君） 日程第3 議案第65号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第65号十勝圏複合事務組合規約の変更についてですが、十勝圏複合事務組合より、当該組合規約の変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（本田 学君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第65号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを説明いたします。

議案集、1ページをごらんください。

まず、本文を読み上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更するであります。

ここにあります地方自治法第286条第1項では、一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されておりまして、このたび十勝圏複合事務組合より協議ありましたので、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

ここで、議案説明書つづりの資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。

これは、十勝圏複合事務組合規約の新旧対照表になります。

対照表の中の一番右の備考欄の上段に記載しておりますとおり、まず第3条の字句の整理を行っております。対照表の右側、現行の下線部分、次に掲げるとしていた文言をよりわかりやすくするため、左側、改正案として、次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げると、より具体的な表現にしております。

次に、対照表の一番右の備考欄の下段に記載しておりますとおり、事務を共同処理する市町村の追加に関する改正であります。平成31年4月1日から、当町を含む4町が当該組合の共同処理する事務に参加することから、規約に参加町名を加えるというものであります。対照表左側改正案の第3条の表中（6）ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務の項の右欄、下線部分をごらんください。「音更町」の次に「、清水町」を、「豊頃町」の次に「、本別町、足寄町、陸別町」を加える内容となっております。

再び議案集の1ページをごらんいただきたいと思います。

附則を読み上げます。

附則。この規約は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしまいたしませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

失礼いたしました。この議決につきましては、12月の議会で十勝管内の関係市町村が議決をする予定になっております。

以上でございます。

○副議長（本田 学君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第65号十勝圏複合事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第66号陸別町職員の再任用に関する条例

○副議長(本田 学君) 日程第4 議案第66号陸別町職員の再任用に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 議案第66号陸別町職員の再任用に関する条例についてですが、地方公務員法第28条の4から同法第28条の6の規定に基づく職員の再任用の制度化に伴い、所要の制定を行おうとするものであります。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長(本田 学君) 高橋総務課長。

○総務課長(高橋 豊君) それでは私のほうから、議案第66号陸別町職員の再任用に関する条例について御説明を申し上げます。

先ほど、町長より提案理由の説明がありましたが、地方公務員法第28条の4から第28条の6については、定年退職等の再任用に関することを規定した条文でございます。

それでは、議案説明書により説明をいたしたいと思っております。

議案説明書の資料ナンバー2-1と2-2をごらんください。

今回の再任用制度の概要をまとめた資料となっております。ポイントとして大きく三つあります。1点目が定年退職等により一旦退職した者を1年以内の任期中で改めて採用が可能であること、2点目がフルタイム勤務と短時間勤務の形態があること、3点目が再任用職員の給与体系は定年前とは異なる仕組みであること、この3点でございます。

次に、1として再任用の対象者です。一つが定年退職者、二つ目が勤務延長により勤務した後退職した者、次が25年以上勤務した後定年前に退職した者で、退職後5年以内の者、ただし、定年の年齢に達している者に限る。

2点目として、勤務形態はフルタイム勤務と短時間勤務とがあること。

3点目として、採用方法ですが、従前の勤務実績等に基づく選考によること。

4点目として、任期についてです。1年を超えない範囲内で任命権者が定めること。勤務実績等を考慮し、1年を超えない範囲内で更新ができること。任用上限は65歳に達する年度の年度末まで。

5点目に給与についてです。給料表には、各級ごとに再任用職員の単一の給料月額を定めております。短時間勤務職員につきましては、その週当たりの勤務時間に応じた額となります。（2）として諸手当についてです。諸手当については表のとおり、支給される諸手当と支給されない諸手当があります。ただし、支給される諸手当のうちの期末・勤勉手当（2.35月分）は、平成31年からの適用となります。

次に、議案説明書、資料ナンバー2-2を御参照してください。

6として、勤務時間・休暇についてです。（1）勤務時間について。フルタイム勤務は週38時間45分、1日当たり7時間45分。短時間勤務は、週15時間30分から31時間までの範囲内で定め、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行う。月曜日から金曜日までの間に週休日を設けることができる。（2）休暇です。退職前の職員と同じ扱いということで、これはフルタイム勤務の職員です。ただし、短時間勤務の年次休暇については、勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で規則に別に定める日数となります。

7、その他の諸制度についてです。1として、退職手当については支給しない。2、医療保険・年金保険。フルタイム勤務は共済組合員となる。短時間勤務は共済組合とはならず、勤務時間の所定の勤務日数に応じ、健康保険・厚生年金保険又は国民健康保険が適用されます。3点目が雇用保険です。フルタイム勤務は、雇用保険に加入です。短時間勤務は、勤務時間及び雇用期間に応じ雇用保険に加入。4点目が兼業です。フルタイム勤務は、原則兼業禁止です。短時間勤務につきましては、職務の遂行上支障が生じる等の事情がなければ、許可を得て兼業を可能としております。5点目に定員についてです。フルタイム勤務は、定員内で常勤職員と同じ取り扱いになります。短時間勤務は定員外です。

以上が、再任用制度の概要でございます。

次に、議案書、2ページにお戻りください。

議案第66号陸別町職員の再任用に関する条例でございますが、先ほど再任用制度の概要を説明いたしましたので、要点のみを説明させていただきます。

第1条、趣旨ですが、提案理由にありました地方公務員法第28条の4から同法の第28条の6に規定する定年退職者等の再任用に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条、定年退職者に準ずるものですが、再任用制度の概要で説明いたしましたが、対象者は定年退職者、25年以上勤務して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの。勤務延長により勤務した後の退職者。

第3条、任期の更新ですが、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

第4条、任期の末日です。条文のとおり、再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65歳に達する日以後における最初の3月31日

以前でなければならない。

次に、附則です。

附則の 1、施行期日。

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用するです。附則の 2、職員の定年等に関する条例の一部改正。附則の 3、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、議案説明書の資料ナンバーの 3-1、3-2、3-3、3-4 の新旧対照表で説明をいたしたいと思います。

最初に、附則の 2、職員の定年等に関する条例ですが、陸別町職員の再任用に関する条例を制定することで、関係する条例に一部改正が必要なことから、今回改正するものです。

議案説明書、資料ナンバー 3-1 を御参照ください。新旧対照表であり、右の表が旧表で左側が新表となります。下線を引いている箇所が変更する箇所でございます。

第 1 条の趣旨でございますが、旧表のほうでは、「並びに第 28 条の 4 第 1 項及び第 2 項」を削り第 5 条を削除することで、第 6 条が第 5 条へと変わります。

議案説明書、資料ナンバー 3-2 は、第 5 条を削ることで附則の 3 も削ることとなります。

次に、附則の 3 です。議案説明書の資料ナンバー 3-3 を御参照ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例ですが、陸別町職員の再任用に関する条例を制定することで、関係する条例に一部改正が必要なことから、今回改正するものでございます。

新旧対照表では、新表に新たに第 2 条において、1 週間の勤務時間の第 1 項の次に新たに項を設けて、再任用短時間勤務職員の勤務時間を新たに追加したものでございます。この 1 項を追加したことで、第 2 項が第 3 項に変わります。

第 3 条は、週休日及び勤務時間の割振りで、第 3 条第 1 項にただし書きを加えるものです。再任用短時間勤務職員の週休日について規定し、同条第 2 項についてもただし書きを加え、再任用短時間勤務職員の勤務時間を規定したものでございます。

第 4 条第 2 項につきましては、（再任用短時間勤務職員にあっては、8 日以上の週休日）を加え、一番下の行になりますが、同じく（再任用短時間勤務職員にあっては、8 日以上）を加えるものでございます。

次に、議案説明書、資料ナンバー 3-4 です。第 12 条、年次有給休暇の関係ですが、第 12 条第 1 項に、「及び再任用短時間勤務職員」を加えるでございます。

次に、第 17 条、非常勤職員の後に、（再任用短時間勤務職員を除く）を加えるものです。

以上で、附則の説明を終わります。

議案書の 2 ページに戻り、本文の条文については、先ほど説明書で再任用制度の概要、新旧対照表で説明いたしましたので割愛させていただき、附則の 2 より読み上げたいと思

います。

附則の２、職員の定年等に関する条例の一部改正。

職員の定年等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１条中「第２８条の２第１項から第３項まで、第２８条の３並びに第２８条の４第１項及び第２項」を「第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３」に改める。

第５条を削り、第６条を第５条とする。

附則の第３項を削る。

附則の３、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２、地方公務員法第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は同法第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものの勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第３条第１項に次のただし書きを加える。

ただし、任命権者は、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日設けることができる。

同条第２項に次のただし書きを加える。

ただし、再任用短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第４条第２項前段中「８日の週休日」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、８日以上）の週休日）」を加え、ただし書き中「８日」の次に「（再任用短時間勤務職員にあっては、８日以上）」を加える。

第１２条第１項ただし書き中「新たに職員になるもの」の次に「及び再任用短時間勤務職員」を加える。

第１７条中「非常勤職員」の次に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加えるでございます。

以上で、議案第６６号の説明とさせていただきます、以後、質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○副議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番久保議員。

○２番（久保広幸君） それでは、議案第６６号陸別町職員の再任用に関する条例につきまして、この職員の再任用につきましては、私もこれまで２回一般質問でお伺いしているところでありますので、その確認として４点ほど質問をさせていただきます。

制度の仕組みにつきましては、説明資料 2-1、2-2 でわかることではありますが、ただ、この条例の制定の仕方につきまして、これは恐らく平成 13 年に条例準則が出されたものをそのまま使われたのだらうと思いますので、若干、お聞きしたいところがあるわけでありまして、そういうことで 4 点ほどお聞きいたします。

1 点目でありまして、再任用に当たっての選考についてであります。市町村等職員における再任用制度につきましては、ただいま申し上げましたように、平成 13 年度から始められた公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が 65 歳へ段階的に引き上げられたことに対応して、60 歳定年後の継続勤務のための任用制度として新たに施行されたと、そのように考えております。都道府県を含む多くの地方自治体や一部事務組合が、再任用制度に係る条例を制定してきたということで、今回、当町もやっとその時点に至ったということだと、そのように考えております。

ただ、さらには平成 25 年度以降は、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に 60 歳から 65 歳へと引き上げられたということで、一層、その対応が各方面から求められたことによるものと理解しております。民間法人につきましては、改正高年齢者雇用安定法の施行に伴い、再任用の対象者を限定できないことになっておりますが、この条例においては地方公務員法第 28 条の 4 の第 1 項及び 28 条の 5 の第 1 項によることとなっておりますので、選考というプロセスが加わるものと考えております。国家公務員の場合には、人事評価制度との関係についても言及されているわけでありまして、

当町におきましても人事評価制度、これについては既に導入されておまして、それについては昨年 12 月の議会定例会でも一般質問でお伺いしているところではありますが、これが決して有効に機能しているとは言えない状況下で、この選考が透明性が担保された公正公平なものになるのか、このことが一つ懸念するわけでありまして、

一方で、改正前の職員の定年等に関する条例に規定されていた再任用対象者の要件が、今回提案されましたこの条例では、特段の定めがないわけでありまして、この選考の基本的な考え方、これは旧法の例を踏襲することになるのか、あわせてお伺いいたします。

2 点目でありまして、改正前の条例による定年退職者の特例者、これは延長された方ではありますが、及び再任用者のこれまでの実績についてであります。職員の定年以後の働き方といたしましては、定年による退職の特例によって継続して勤務する者と、再任用によって採用される者との二つの取り扱いが、並行して施行されるわけではありますが、そもそもこの再任用制度は改正前の職員の定年等に関する条例で、既に規定されておりました。今回の条例制定では何を改めたためなのか、任用の更新年限を 3 年から年齢が 65 歳に達する日以後の最初の年度末までとただただけなのか、また、これまでの実績として定年退職の特例者及び再任用者、それぞれについて人数と職種、そしてその事由をお伺いいたします。

3 点目でありまして、これまでは再任用制度に取り組まない理由として、雇用環境に対する町民の理解の問題と、新規採用者との関係を上げてきたわけではありますが、定数条例を

改めない中での取り扱いとなる中で、これらの問題を解消できると判断してのことと理解してよいかお伺いいたします。

4点目であります。地方公務員法第28条の4第1項の規定についてであります。定年による退職の特例者に係るこの条例による再任用については、改正前の職員の定年等に関する条例では、附則第3項に規定されていたわけですが、改正後の条例では、これが削られることとなります。その取扱いは、地方公務員法第28条の4第1項に規定される定年退職者等に含まれると、先ほどの説明資料の2-1で説明がありましたが、規定として、旧法にあったような規定を入れる必要がないのかお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 最初の1点目の質問ですが、選考の方法ということ聞かれているのかなという、それで透明性が保たれるのかということだと思っております。選考の方法については資料にもあるのですけれども、従前の勤務実績、これは勤務年数とあと本人の健康状態、あと免許だとか、その他の資格等を持って選考の方法というか、選考していきたいという考えでございます。給料体系を設定していきたいというふうに考えております。

2点目のことは、多分、過去の職員の定年等に関する条例の対象者のことを聞かれているのかなというふうに思われるのですけれども、過去に診療所のレントゲン技師を職員の定年等に関する条例で、定年後1年を延長しております。

3点目の今回の条例の制定のことでございますが、民間だとか、ほかの町内の団体等においても再雇用制度ということで浸透していると思われまので、当然、町民の理解は、今回、条例を提案したことは理解されるというふうに考えております。

それと、最後の4点目なのですけれども、多分、1回定年退職をした後に職員の定年等に関する条例で1年、例えば延長した後にその後退職して65歳まで再任用ができるかというようなことだと思っております。それについては65歳までは再任用の対象になるというふうに考えております。

○副議長（本田 学君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） ちょっと補足します。4点目の定年に関する条例の関係なのですけれども、第5条の規定というのは再任用制度、平成14年の3月に1回条例が否決されましたけれども、再任用制度の条例を制定することによって、この定年の条例の中に規定する再任用制度というのはなくなるわけです。したがって、再任用制度の条例が制定されることによって、定年に関する条例の第5条、再任用制度、附則の規定も削除すると。これはどこの自治体も同じように、再任用制度というのは別に条例としてできるわけです。制度が。だから定年制の中での再任用制度というのはなくなって、新しい条例で再任用制度を規定すると、そういったことで定年に関する条例の第5条の規定、附則の規定は同時に削除するということとなります。

以上です。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 規定の仕方としては、今、副町長がお話されたとおりでと思います。ただ、2点目に質問いたしました、これまでの条例で、職員の定年等に関する条例の中にあつた再任用、それと今回そこからは抜き出して、第5条を抜き出して新たな条例をつくつたのですが、実際、先ほどの年限の問題はありましたけれども、私から見れば何も取り扱いは変わらないように思うのです。それをちょっとお答えいただくと、それから4点目にありました第28条の4第1項の定年退職者等に関する部分で、今回つくつた条例の第2条、ここにあるのですが、この場合、定年退職日以前に退職した者についてもこの「等」の中に入るわけでありましたが、その場合、28条の4第1項では、その職に係る定年に達していないときはその限りでない、明らかに定年の年齢に達するまでは、再任用しないよということを規定しているのだらうと思うのですが、今回つくる条例の第2条の中に25年以上とか要件があるのですが、ここの中にカギでない部分を規定するただし書きが必要ではないかと、私は思うわけでありましたが、これはいかがかお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それは考え方の違いだと思いますね、今のは。これは準則どおりです。現在の全国の自治体で、再任用制度を入れている自治体と同じ条例になっています。したがって、ただし書きだとか特例だとか、それは一切ここには規定はないと。それと、再任用と定年制は、まず別個に考えていただきたいと思います。定年制の条例というのはあくまでも定年制、現行は60歳ですね、この中で先ほど総務課長が言ったように、定年の延長という言葉でレントゲン技師、町のレントゲン技師1人が定年でやめられると後任が見つからなくて、当時はちょうど本人の同意をいただいて1年間定年を延長して働いていただきました。それが第4条による定年退職の特例ということで、その人が定年によって、やめることによって著しく支障がある。つまり後任が見つからなければ診療所運営に支障を来すと、そういったことで定年等に関する条例の第4条の規定に基づいて、定年を1年延長したと。

再任用制度というのは、あくまでも定年退職をして60歳以上の方を再任用する、あるいは25年以上勤めて5年内であれば、その方が60歳を超えていれば再任用として雇用すると、それが再任用条例の考え方です。定年等に関する条例と再任用とはまるっきり別物と整理をしていただきたい。つまり再任用というのは、あくまでも定年で退職した方は、特例として25年以上で5年以内で60歳を超えている方を条例に基づいて雇用する、フルタイムで雇用するなり、短時間勤務で雇用すると。定年制に関する条例は、あくまでも60歳という規定のしかた、医者については別に規定してはありますがけれども、そういう考え方でございますので、あくまでも定年等に関する条例は定年制の条例、一般職は60歳で定年ですと。再任用というのは、あくまでも定年制で退職した方が再任用として、自治体ではフルタイムでその経験を生かしてもらうだとか、その技術を若手職員に伝

達してもらおうとか、そういうことで1年間を限度としてフル職員として働いてもらうか、あるいは1週間のうち最大4日間、1週間のうち二日か三日でもいいですけども、そういう短時間勤務の職員に雇用すると。そういう制度ですので、あくまでも定年制の条例と再任用制度の条例は、基本的に違うということで御理解をいただきたいなと思っております。

以上です。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 私の質問の仕方が悪かったのだと思いますが、短時間勤務の部分は除いてですが、再任用に関してだけ言えば、旧法の第5条と今回新たにつくった再任用の条例と何が違うのかと、そこの部分であります。

それともう一つ、さきの条例準則なのですが、あくまでもこれは平成13年の条例準則で、どこの町も同じものをつくっています。それは承知しているところであります。ただ、あくまでも準則でありますから、何が何でもフォーマットであって一切動かしてはいけないと、そういうものではないと思いますので申し上げたと、そのように理解していただきたいと思います。

終わります。

○副議長（本田 学君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 先ほど言いましたように、どこの自治体も当然先行して再任用条例を制定しているわけです。25年に年金制度の改正で65歳までというような、年金が65になったら再任用でまた条例が変わって、過去の再任用条例でいけば年齢が入っていたのですね。年齢と期間、それが25年の年金改正によって全部削除されて、本来、再任用制度の条例が制定された時点で、この定年条例の5条と附則の関係は削除すべきだったと。ただ、うちはたまたまこれがない、再任用制度の条例がなかったから、この5条が現在まで残っていたと。だけれども、きょう議決いただければ、当然、並行して定年制条例の再任用の5条と附則の規定の部分は再任用条例が議決され、制度化されることによってこちらのほうは附則のほうで削除していくと、そういう考え方です。

だから、先ほども言いましたけれども、定年に関する条例はあくまでも定年制で、その中に今までは再任用がなかったから、5条の定年退職者再任用という制度がありましたけれども、本当でいけば13年のときにも議決されていれば、この時点で5条もなくなっていなければならなかったと、本来であれば。たまたま当時の再任用条例が議会で否決されたことによって、これがまだ残っていたと。今回、いろいろな事情の中で議会の了解をいただいて提案させていただきましたけれども、それで再任用条例がこのまま議会で議決されれば、当然、附則の中で定年に関する条例の改正をしていますから、この部分、5条がなくなると。あくまでも定年等に関する条例は、定年に関する規定であって、一般職は60歳で定年で退職ですと、この定年条例はですね。

ただ、医者については70歳という規定ありますけれども、今度これがあって退職した

と、定年条例で。今度、再任用条例に基づいてその方を選考なりして、先ほども総務課長が言いましたけれども、そういう健康状態、勤務状態、そういったことを加えて選考して、再任用制度の職員として4月1日からフルタイム職員でやっていただくか、あるいは短時間勤務で勤務していただくか、そういうふうになっていくという流れです。

あくまでも定年制の条例は定年制、再任用は再任用ということで押さえていただければわかるのかなと。

以上です。

○副議長（本田 学君） ほかに。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） そうしたら、このままでいきましたら、来年度の該当者というのは何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○副議長（本田 学君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） 今のところは2名です。

○副議長（本田 学君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 先ほどの濃密な質問をした中で、ちょっと疑問に思う面でお問い合わせしたいのですが、それと、この条例については決して反対するものではないのですが、ちょっと字句が違うのではないかなということ、その2点について質問したいと思います。

1点目は、今、さきの議員が質問したように、来年の予定は2名。その前の議員の選定の方法というのですか、結局、こういう仕事があるからこの人にこうというようなことが、ある程度のプロセスがあった上で再任用するのか、もちろん本人の意向も聞かなければならない、その辺についての公平公正というのか、公明性というのか、そういうものがどういうふうに見えるのか、ちょっと見えない面と、それから議案の中にある漢字の「者」と平仮名の「もの」の使い方が、私的にはちょっと理解できない面があるのですね。

例えば、第1条の中にある「定めるもの」とするとするというのは、条例のことを指すけれども、あとの「もの」というふうに使われるのは、人のことを指せば「者」というのですか、漢字を使うのが普通でないかと思うのですが、何か所かあるのですけれども、その辺についてのお答えを願いたいと思います。

○副議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 再任用制度の採用の仕方ということだと思っておりますけれども、先ほどもちょっと申し上げたのですが、従前の仕事の内容、その経験年数、それに対する勤務評価とか勤務実績だとか、先ほども言ったのですが、健康状態とか資格その他、そういったことを勘案しながら今後、まず最初に先ほど対象者が2名ということで、まず本人の意向調査をしたいという考えでございます。意向調査の結果、本

人が希望するのであれば、本人への説明会というか、再任用制度についての改めて説明を行いたいという考えでございます。

再任用、例えば希望する場合には、まだ詳しい中身は詰めておりませんが、再任用の申し込みだとかそういったものを提出していただいて、任命権者がそこら辺を考えながら、今、職場の中の年齢構成だとか、その職種だとか、どの部分が足りないのか、不足部分なのかということをお案しながら級別に分けていくような形になっていくと思われま。最後は、そういったものを勘案しながら任命権者が、再任用の本人確認と同意を得て、本人に対して再任用の選考結果を通知して、再任用をするというような形になっていくと思われま。

それと、字句の漢字と平仮名の使い分けでございますが、これに関しては準則にのっとってやっているものですから、そこら辺はもう一度、精査をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（本田 学君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、私の質問とさきの議員の質問、同じ再任するための公平公明性で、誰もが見て納得いくのと、それからいかないのとの差をきちっと、採用する場合というか、再任する場合には明確にしながら、この条例を生かした経験豊かな職員を今後続けるようなそういう方法をとって、今は忖度という言葉がはやっていますけれども、そういうことのないように十分理解できる形で、これを利用して行ってほしいと思われま。お答えはなくてもよろしいですけれども、そういう形をお願いいたします。

○副議長（本田 学君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） そのとおりだというふうに思われま。

再任用制度というのは、臨時的任用職員、現在あるそれとは全然制度が違いますので、やっぱり経験者が職場でまた後進の指導をしてもらえるという部分でいけば、その人の仕事の内容というのは濃くなってくるなというふうに思われま。リスクもなくなるだろうと。そういった部分もございませので、そういった部分でいくと若手職員に対する、後進の指導という部分での制度というのは、活用できるのかなと、そのように思われま。

以上です。

○副議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 給与についてお伺いしたいのですが、フルタイム職員、フルタイムの場合は単一の給料月額を定めるとありますけれども、短時間の場合は勤務時間に応じた額ということで、これは時給になるのでしょうか、これもやっぱり階級に応じて時給を変えるだとか、職種によって金額が変わってくるのでしょうか。

○副議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 給料表の関係ですが、フルタイムで働く予定の再任用の人

は、この後、給料表が出てくるのですけれども、級ごとに金額が定まっています。フルタイムは、1週間38時間45分だったと思うのですけれども、それからパートの場合は何時間働いたか割り返すのですけれども、時間給みたいな形で割り返して、そして単価を出す、単価というか、月の金額を出していくと。例えば、38時間45分だから、半分の時間数を働くのであれば、その月額の半分ということになります。

以上です。

○副議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第66号陸別町職員の再任用に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（本田 学君） 起立、全員です。

したがって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○副議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第5 議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎日程第6 議案第68号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○副議長（本田 学君） 日程第5 議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と日程第6 議案第68号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を関連あるものとして一括議題とします。

なお、質疑も一括することとし、討論、採決は議案ごとに行うことにしておりますので、あらかじめ御了承願います。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例についてですが、職員の再任用の制度化及び平成30年8月10日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

続きまして、議案第68号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第67号及び68号の2件を一括提案させていただきます。

内容につきましては、総務課長から説明させたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 私のほうから、議案第67号を説明する前に、訂正をお願いしたいと思います。

議案書の5ページです。5ページの1行目なのですが、**「47.5」**とあるものを**「42.5」**に訂正をお願いいたします。次に、議案書25ページの7行目にある、**「100分の47.5」**を**「100分の42.5」**に訂正をお願いいたします。

続きまして、議案説明書、資料ナンバー5-3です。左側の新表の7行目にある**「100分の47.5」**を**「100分の42.5」**に訂正をお願いいたします。次に、同じく資料ナンバー5-5の右側の旧表の下から4行目になります。**「100分の47.5」**を**「100分の42.5」**に訂正をお願いいたします。

大変申しわけございません。

それでは私のほうから、議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をいたします。

最初に、議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について御説明を申し上げます。

議案説明書の資料により説明をいたしたいと思います。

説明資料ナンバー4-1をごらんください。

まず、本年8月10日に出されました人事院勧告の概要についての説明となります。

一つ目が、行政職の俸給表（一）及びその他の俸給表の改定でありまして、給料表を平均で0.2%引き上げ、平成30年4月1日から適用するという内容でございます。

二つ目が勤勉手当の改正です。6月期と12月期をそれぞれ0.025月引き上げ、合計で1.8カ月から1.85月分へ0.05月分を引き上げるというものでございます。これによりまして、期末手当と勤勉手当の合計は4.4カ月から4.45月に、0.05月分が引き上げられることとなります。

三つ目が、宿日直手当の改正です。宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案説明書、資料ナンバー4-2の2の条例改正の内容をごらんください

い。

第1条は、先ほど議決されました議案第66号の再任用職員の給与について、規定するための改正でございます。これにつきましては、平成30年12月1日からの適用です。

第2条は、勤勉手当を0.05月引き上げるという内容ですが、平成30年度は6月期については既に支給しているため、現行の0.9カ月とし、12月期は0.9カ月を0.05月引き上げ0.95月とし、現行の1.8月から1.85月に改正しようとするものでございます。

次に、給料表なのですけれども、(一)から(三)につきましては、人事院勧告のとおり、給料表を改正するという内容でございます。改定内容でございますが、給料表を400円の引き上げを基本として改正するもので、先ほど言いましたが平均改定率は0.2%です。特に、初任給につきましては1,500円、若年層については1,000円程度の引き上げとなっております。

次に、宿日直手当の改正でございます。町役場、その他において勤務する宿日直の手当4,200円を4,400円に改正。国民健康保険診療所において勤務する宿日直の手当、医師は2万円から21,000円に、看護師が7,200円から7,400円へ、医師及び看護師以外の職員は5,100円から5,900円に改正するものです。

第2条は、平成30年4月1日からの適用です。

第3条、平成31年度以降の勤勉手当については、6月期を0.9カ月から0.925月へ、12月期を0.95月から0.925月とし、6月期と12月期の月数を同じにする改正で、平成31年4月1日から施行しようとする内容となっております。また、期末手当についても同様に、6月期と12月期の月数を同じにするための改正でございます。6月期は1.225月から1.3月へ、12月期は現行1.375月から1.3月へ改正するという内容で、合計の2.6カ月については変わりありません。

したがって、平成31年度以降の期末勤勉手当は、6月期で2.225月、12月期においても同じ2.225月で、合計で4.45月となります。

以上が職員に関する改正でございます。

次に、再任用職員についても平成31年度以降、勤勉手当については6月期0.45月、12月期0.45月の計0.9月の支給、期末手当の6月期で0.725月、12月も0.725月で計1.45月の支給となり、合計で2.35月の支給となります。

続きまして、議案説明書、資料ナンバー5-1の新旧対照表をごらんください。

最初に、第1条、この条例の目的及び効力の新旧対照表ですが、第1条は項の整理で、第24条第6項から第5項への改正でございます。

次に、第3条の給料表の次に新たに2条を加え、第3条の2と第3条の3を加えております。第3条の2では、再任用の職員の給料月額を定め、その者の属する職務の級に応じた額とし、第3条の3では、再任用短時間勤務職員の給料月額を定める方法などで、その者の勤務時間を、勤務時間等の条例第2条第1項に規定する38時間45分で除して得た

数、算出率を乗じて得た額とするものでございます。

第5条の給料の支給では、新たに1項を加え、第5条第3項で職員の申し出により口座振替の方法により支払うことができるという条文の追加です。

議案説明書、資料ナンバー5-2を参照してください。

第10条は、第10条中、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を職員の勤務時間等条例に改めるものでございます。

第11条第2項についても職員の勤務時間、休暇等に関する条例を職員の勤務時間等条例に改め、同条に新たに1項を加え、第11条第3項、再任用短時間勤務職員が職員の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの時間外勤務は100分の100とするというものでございます。

次に、第15条でございますが、期末手当についての条項になります。

第15条に1項を加え、第15条第5項として、再任用職員の期末手当の適用についての条文です。職員の場合は、6月は100分の122.5で再任用職員は100分の65、12月は職員の場合は100分の137.5を、再任用職員は100分の80とするものでございます。

次に、第16条ですが、勤勉手当の条項になります。

資料ナンバー5-3を御参照ください。

第16条第2項にただし書きを加えるものです。ただし、再任用職員の勤勉手当の額は、当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額とするを加えたものです。

第19条は、非常勤職員の給与の条項の条文中、常勤を要しない職員の次に（再任用短時間勤務職員を除く。）を加えるものでございます。

次に、第22条を第23条とし、第21条を第22条として、第20条の3の次に新たに第21条として特定の職員についての適用除外を加えたものです。

条文の第7条、第8条は扶養手当で、第17条の2は住居手当、第20条の3は寒冷地手当の規定で、再任用職員には適用しないという内容でございます。

議案書の5ページに戻っていただき、一番下の行になります。別表第1から別表第3まで、次のように改めるで、6ページから14ページまでとなっております。人事院勧告に基づいた給料表でございます。

この表は、平成30年12月1日から適用で、9ページ、11ページ、14ページの下段に再任用の欄を設けて、級ごとの給料額を定めております。

次に第2条です。議案書の15ページになります。

議案説明書の資料ナンバー5-4を御参照ください。

第16条、勤勉手当の改正で、人事院勧告に基づき0.05を引き上げるもので、第16条第2項で既に支給済みの6月は100分の90、12月に支給する勤勉手当を100

分の90から0.05引き上げて、100分の95にするものです。第16条第5項は、国に準じて条項を入れて、条文を明確にいたしました。

第17条関係につきましては、人事院勧告に基づき宿日直手当を改めました。先ほど説明した町役場、その他において勤務する宿日直を4,200円から4,400円、国民健康保険診療所においては、医師が2万円から2万1,000円、看護師は7,200円から7,400円、医師及び看護師以外の職員は5,100円から5,900円に改めたものです。

議案書、15ページに戻り、一番下にあります別表第1から別表3までが、16ページから24ページになり、これも人事院勧告に基づいた給料表で、平成30年4月1日からの適用となります。

次に第3条です。議案書の25ページになります。

第3条につきましては、後ほど附則で申し上げますが、平成31年4月1日からの施行となります。

それでは、議案説明書の資料ナンバー5-5を御参照ください。

新旧対照表で説明申し上げます。

第15条関係は、期末手当の関係です。第15条第2項で期末手当は、現在、6月は100分の122.5、12月は100分の137.5で、合わせて100分の260を平成31年4月1日以降は、6月と12月を同じ100分の130に改めるものでございます。第15条第5項では、再任用職員についてを6月は100分の65、12月は100分の80で、合わせて100分の145を、平成31年4月1日以降は、6月と12月を同じ100分の72.5に改正するものでございます。

第16条関係は、勤勉手当の関係でございます。第16条第2項で勤勉手当は、現在、6月は100分の90、12月は100分の95で、合わせて100分の185を、平成31年4月1日以降はこれを同じく平準化させ、100分の92.5ずつに改めるものでございます。再任用職員についても6月と12月、100分の42.5を合わせて100分の85を平成31年4月1日以降は、人事院勧告により100分の5を引き上げ、100分の90をそれぞれ100分の45に、6月と12月に割り振るものでございます。

以上で、第1条から第3条の新旧対照表の説明を終わり、議案書の4ページに戻ります。

議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

本文の第1条から第3条につきましては、議案説明書にて人事院勧告の概要、条例の改正の内容を、新旧対照表で説明いたしましたので、割愛をさせていただきたいと思いません。

次に、附則を読み上げます。

附則。施行期日等。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただ

し、第3条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

2、第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

給与の内払。第2条、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与の条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条は規則への委任です。前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

なお、本件につきましては、陸別町職員組合との協議を経て、11月21日に合意を得ての提案となります。

続きまして、議案第68号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明いたします。

議案説明書の資料ナンバー6をごらんください。

本件につきましては、特別職の町長、副町長、教育長の期末手当の支給月数を、一般職員の期末手当と勤勉手当を合わせた月数と同じ月数に改正しようとするものです。

中段の第1条をごらんください。

6月期の期末手当、現行2.125月につきましては、既に支給済みでございますので、12月期に現行の2.275月を0.05月引き上げて2.325月にし、合計で現行4.4月から4.45月へと改めるものでございます。適用期日は、平成30年12月1日です。

次に、第2条をごらんください。

6月期と12月期を合わせて4.45月を6月期と12月期を同じ2.225月ずつにするものでございます。施行期日は、平成31年4月1日からです。

それでは、議案書の26ページをごらんください。

議案第68号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容につきましては、ただいま議案説明書により説明いたしましたので、本文の朗読を割愛し、附則のみ読み上げます。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するでございます。

以上で、議案第67号及び議案第68号の説明とさせていただきます、以後、御質問によりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（本田 学君） これから、議案第67号、議案第68号の質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、また間違った質問の仕方をしたらまずいので、先にお伺いいたしますが、現行の給与条例にあります第3条と第4条、これ給料表と昇給の基準ですが、これはフルタイムの再任用職員には適用されないと、そういうことですね。

○副議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 適用されません。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） そうしましたら、2点お伺いいたしますが、再任用制度を取り入れた場合、今、課題とされますのは再任用された職員に、どのような仕事を担当させるかということだと思います。職員の給与に関する条例では、再任用職員の給料の月額はそのものが属する職務の級に応じた額とするとなっております。したがって、その級別の職務分類表、これについてはどのように取り扱われるのか。

それから、2点目であります、議案説明資料の2-1には、給料は各級ごとに再任用職員用の単一の給料月額を定めとなっております。まず、これで給料の表というか、単一の給料月額というのはどうなるのか。それから、支給される諸手当についても掲げられておりますが、相対的に再任用職員の給与水準、これは定年退職時に比較してどの程度に制度設計されているのかお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 再任用職員の仕事の内容でございますが、職員の年齢構成によって、それぞれ仕事の内容というか、職種だとか、そういったもので決められるのですが、一応、級別の職務の分類表、うちは1級から6級までございますが、結局、この級ごとに定めた給料表のどの部分に職員の構成のところがないのだとか、そういったものを考慮しながら、例えば6級による給料をもらっていても職員の構成上、例えば4級ほどの、主任主査の仕事のところを手薄になっているようなことがあれば、そこに再任用職員を充てていくような形になっていくと思われま。

これについては、詳細については詰めていかなければならないのかなとは思いますが、そういった中身で職員の構成だとか、先ほど言ったように新規職員の関係だとか、もろもろ考えながら、どこに該当していくのかを決めていかなければならないのかなというふうに思っております。

それと、給料の何割程度に相当するのかということでございますが、多分、6級の一番高い人で考えると、年間、年収で大体420万円ぐらい、課長職等で考えると6割前後のものになるのかなというふうに考えています。

以上です。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの答弁の内容を整理いたしますと、級別の格付というか、分類とそれから単一の給料月額については、現時点で定めたものは今のところはないと、そのようにとらえていいのかなと思います。

先ほど、1級から6級まで級別の分類にすることであれば、役職者についても退職前からの一体性を持って継続されると、そのように理解してよいか、お伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） まず、2点目の役職者の関係は、先ほど総務課長が答弁しましたけれども、組織全体、あるいは若手の育成ですとか、後進の昇格だとか、昇任ですとか、そういう色々な人事に絡む要素も多々ありますので、今の段階ではこれはどうするだとか、具体的なものはまだ定めておりません。

あと、分類表、職務分類表がありますよね、それについてもまだ、給与条例上はあれは職員の、あくまでも職員の職務分類表ですので、再任用については特に適用はしないと、そういうふうに考えています。

以上です。

○副議長（本田 学君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第67号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第68号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 69 号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の
一部を改正する条例

○副議長（本田 学君） 日程第 7 議案第 69 号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君）〔登壇〕 議案第 69 号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例ですが、平成 31 年 3 月 31 日に池北三町行政事務組合が解散することにより、同年 4 月 1 日から一般廃棄物等の処理方法を変更することに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

内容につきましては、町民課長から説明させたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○副議長（本田 学君） 芳賀町民課長。

○町民課長（芳賀 均君） それでは、議案第 69 号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集 27 ページをごらんください。

本文を読み上げます。

陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例（平成 14 年 9 月 12 日条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

ここで、議案説明書つづりの資料ナンバー 7 をごらんください。

改正の内容につきまして、この新旧対照表で説明をいたします。

対照表の右側の欄が現行で、左側の欄が改正案であります。

まず、第 8 条第 3 項の改正についてであります。現行では、一般廃棄物の処分とし尿等の処分をそれぞれ別の一部事務組合において行っていたため、第 3 項と第 4 項で規定をしていましたが、今回、平成 31 年 4 月 1 日からは両方とも十勝圏複合事務組合で処分するため、第 3 項にまとめて規定をするものであります。

よって、第 8 条第 4 項は削るという改正案となっております。

次に、別表の改正内容について説明いたします。

第 14 条では、廃棄物処理手数料の規定をしておりまして、第 1 項において一般廃棄物の処理手数料として、別表に掲げる額の手数料を徴収するとしております。

それでは、別表の右欄現行と、左欄改正案を対比しながらごらんください。

変更となる部分を主に説明いたします。右欄、現行の取り扱い区分の生ごみ袋を、左欄、改正案で燃やすごみ袋に改め、次に現行の埋め立てごみ袋を改正案で燃やさないごみ袋に改めます。

次に、指定ごみ袋の種類について説明いたします。現行で、生ごみ袋では5リットル袋を用意しておりましたが、改正案の燃やすごみ袋では、この5リットル袋をなくすことといたしました。その他の容量の袋につきましては、現行と同じ種類をそろえる内容となっております。

次に、粗大ごみと犬、猫等の死体につきましては、ごみ処理券1枚の価格を現行200円から、改正案では300円に改めております。また、事業系一般廃棄物の処理手数料につきましては、現行1キログラムにつき12円と規定しておりましたものを改正案で10キログラム220円ということで、重量の単位と金額の双方を改める内容としております。

ここで、議案集の28ページをごらんください。

附則を読み上げます。

施行期日。1、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

経過措置。2、改正後の第14条の規定は、この条例の施行日以後に収集する一般廃棄物について適用し、同日前に収集する一般廃棄物については、なお、従前の例による。

以上で説明を終わらせていただきますが、以後、御質問によってお答えをしてみたいと思いますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（本田 学君） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 質疑なしと認め、これで終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第69号陸別町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○副議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(第6号)

- ◎日程第 9 議案第 7 1 号平成 3 0 年度陸別町国民健康保険事業
勘定特別会計補正予算(第 2 号)
- ◎日程第 1 0 議案第 7 2 号平成 3 0 年度陸別町国民健康保険直営
診療施設勘定特別会計補正予算(第 3 号)
- ◎日程第 1 1 議案第 7 3 号平成 3 0 年度陸別町簡易水道事業特別
会計補正予算(第 3 号)
- ◎日程第 1 2 議案第 7 4 号平成 3 0 年度陸別町公共下水道事業特
別会計補正予算(第 3 号)
- ◎日程第 1 3 議案第 7 5 号平成 3 0 年度陸別町介護保険事業勘定
特別会計補正予算(第 3 号)
- ◎日程第 1 4 議案第 7 6 号平成 3 0 年度陸別町後期高齢者医療特
別会計補正予算(第 1 号)

○副議長(本田 学君) 日程第 8 議案第 7 0 号平成 3 0 年度陸別町一般会計補正予算
(第 6 号) から日程第 1 4 議案第 7 6 号平成 3 0 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補
正予算(第 1 号) まで 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野尻町長。

○町長(野尻秀隆君)〔登壇〕 補正予算案、議案第 7 0 号平成 3 0 年度陸別町一般会計
補正予算(第 6 号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 1 3 9 万
3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 5 億 4, 1 6 1 万 4, 0
0 0 円とするものであります。

続きまして、議案第 7 1 号平成 3 0 年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第 2 号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 万 8, 0 0 0 円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2, 4 3 4 万 4, 0 0 0 円とするもの
であります。

続きまして、議案第 7 2 号平成 3 0 年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計
補正予算(第 3 号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 5 万 1, 0
0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4, 4 2 4 万 7, 0 0 0 円と
するものであります。

続きまして、議案第 7 3 号平成 3 0 年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第 3
号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 1 1 万 7, 0 0 0 円を減
額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2, 9 3 9 万 2, 0 0 0 円とするもので
あります。

続きまして、議案第 7 4 号平成 3 0 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3

号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,083万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,973万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第75号平成30年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,445万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第76号平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,274万7,000円とするものであります。

以上、議案第70号から議案第76号まで7件を一括提案させていただきます。

内容については、副町長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長(本田 学君) 佐々木副町長。

○副町長(佐々木敏治君) それでは、一括して説明をさせていただきます。

まず、議案第70号から76号まで説明いたしますが、前段で何点か申し上げたいと思います。

まず、先ほどの本会議で一般職の給与条例と特別職の給与条例が改正されまして、一般職については給料、手当関係、特別職については手当関係ですけれども、その補正予算、職員の人件費関係の補正予算が、議案第70号一般会計と第72号の直診会計、それから第73号の簡水会計、第74号の公共下水道会計に人件費等を計上、主に減額なり追加補正の予算を計上しております。

それと時間外ですとか、扶養手当ですとか、住居手当などについては実績、あるいは扶養親族の移動、住宅の移動、あるいは時間外勤務手当については実績等を見込み、そういった部分の調整ですとか、そういったことで減額なり追加ということがありますので、御了承いただきたいと思っております。

それから、各会計ですが、歳出については事務事業の確定なり、確定見込みによる減額が主な内容でありますし、工事、業務などについては入札による執行残。それから、それに伴う歳入、補助金関係の減額とか、そういったものが主な補正予算の内容になっておりますので、あらかじめ御了承をいただきたいというふうに思っております。

それでは、議案第70号の補正予算を説明いたします。

1ページをお開きください。

議案第70号平成30年度陸別町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更、廃止は、「第4表地方債補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、15ページをお開きください。

15ページ、歳出であります。

まず、1款議会費につきましては、給料、手当の補正。

2款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費、給料、手当の補正が15ページになります。それから、16ページ、7節賃金ですが、臨時事務職員賃金6,000円、これは10月からの最低賃金改正に伴う追加の補正部分であります。

2目の文書広報費、旅費で4万6,000円の減額。19節で2,000円の減額、負担金ですが、これは9月6日に発生した胆振東部地震によりまして、広報の技術研究会が中止になりまして、不参加ということで、その分の減額となります。

5目財産管理費15節工事請負費62万4,000円の減額ですが、これは説明欄にあるとおり、建物等改修工事でありまして、施設設備改修、住宅改修、施設設備は小利別集会所の屋根の塗装、住宅改修は東1条2区の貸付住宅の改修、それからりくべつ鉄道の木柵改修、解体は旧金石商店の店舗等の解体、合わせてこれは入札執行残でございます。それから、19節負担金補助及び交付金、補助金の地デジ受信設備設置19万5,000円は、難視聴地区の追加2件の補正であります。当初では2件見ておりましたので、今回の補正で4件となります。それから、25節積立金1,210万円ですが、これは基金積み立てになりまして、同額が歳入でもございます。まず、ふるさと整備基金積立金434万円は、まず一般指定寄附が4件355万円。それから、ふるさと納税分で50件79万円あります。それから、いきいき産業支援基金積立金728万円は、優良家畜導入支援貸付金の繰り上げ償還分、牛15頭分の720万円と、ふるさと納税分で寄附8件8万円です。

次のページ、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金積立金、ふるさと納税分の寄附8件19万円。町有林整備基金積立金6万円は、ふるさと納税分の寄附6件。地域福祉基金積立金13万円は、同じくふるさと納税分の4件。給食センター管理運営基金積立金6万円は、同じくふるさと納税分で5件の寄附。スポーツ振興基金積立金も同じくふるさと納税分の寄附で4件あります。

6目町有林野管理費、役務費で1,685万5,000円の減額。これは手数料、気象災害被害地造林事業等11万9,000円の減額、その下、造林単独事業25万4,000円の

減額、同じくその下の森林環境保全整備事業（国有林分収林）8万9,000円の減額、一つ飛んで保険料等、森林災害共済104万2,000円の減額、これはそれぞれ事業確定なり入札による減額となります。それで手数料の一番下、森林環境保全整備事業（町有林）で1,535万1,000円の減額がございます。

これはまず、補助金が査定ゼロ、不採択になった事業が釧北の間伐985万9,000円の減額、面積は19.28ヘクタールであります。それから、同じく補助金の大幅な減額がありまして、事業を見直ししております。それが弥生の保育間伐17.88ヘクタールを予定しておりましたけれども、これが2.67ヘクタールで320万円ほどの減額。それから、旧鉄道林ですが、準備地拵を予定しておりましたけれども、地盤が悪いということで、当初4ヘクタールを予定しておりましたけれども、0.69ヘクタールに縮小と、これが120万円ほどの減額になります。合わせて1,426万550円が主な事業確定見込みになり、見込みによる減額となります。

7目企画費、賃金1万円は臨時調理員でして、これも同じく10月からの最賃制改正に伴う移住産業研修センターの調理師賃金。19節負担金補助及び交付金1,067万6,000円は、地域間幹線系統路線維持費補助金でありまして、これは資料のナンバー8をお開きください。資料のナンバー8は、例年、12月議会において路線バス、帯広線、北見線の赤字にかかわる負担金の計上であります。上段が帯広陸別線の内訳でありまして、上から三つめの表です。各市町負担額一欄で陸別町は628万1,000円の負担、これは今年度です。沿線、帯広市から合わせますと、6,681万4,000円の負担金ということになります。ちなみに参考までに、29年度は陸別町は512万7,000円でありました。したがって、29年度から見ると115万4,000円ほどの増であります。合わせて、帯広市から陸別町までの29年度の負担金は5,453万8,000円であります。トータル差し引きしますと、1,227万6,000円ほどの増となっております。そしてその下、平成29年度北見陸別線負担額一覧となっておりますが、恐縮でありますけれども、29年度を30年度に訂正をお願いいたします。平成30年度の北見陸別線の負担額一覧であります。各市町負担額一覧、北見から陸別まで、今年度2,164万7,000円の負担でありまして、陸別町は439万5,000円であります。ちなみに29年度におきましては、陸別町は378万8,000円ですから、60万7,000円ほどの増、合計でも29年度は1,865万4,000円でありますので、差し引き299万3,000円ほど、29年度からの増となります。

例年説明しておりますけれども、30年度というのは、昨年10月からことしの9月末までの1年間でありまして、各市町負担金の8割は特別交付税で措置されると、そういう内容であります。一番下でございますが、30年度陸別町の帯広線と北見線、合わせた負担金は1,067万6,000円となります。前年度から見ると、前年度、29年度が891万5,000円ですから、176万1,000円の増となります。

それでは、予算書18ページにお戻りください。

1 1 目交流センター管理費については賃金3万6,000円、これはオーロラハウスの管理人賃金であります。これは同じく最低賃金制の改正に伴う補正。

1 2 目銀河の森管理費、給料、手当の補正。それから、1 3 節は委託料ですが、銀河の森専用水道に係る施設設備等改修入札執行残の20万9,000円、それから測量試験費23万2,000円の入札執行残であります。

それから、2 項徴税費1 目税務総務費、2 節給料、3 節手当の補正となります。

それから、次のページ、2 目賦課徴収費、1 9 節ですが11万2,000円、これは十勝圏複合事務組合への負担金ですが、これは国民健康保険の補正予算と関連しますが、税滞納整理機構への負担金の確定に伴う追加の補正であります。当初、28万4,000円を見ておりましたけれども、確定として39万6,000円、不足額11万2,000円の補正です。なお、国保会計のほうでは減額となる予定であります。

それから、3 項戸籍住民基本台帳費は、職員人件費の補正。

次、20 ページ、4 項選挙費、選挙管理委員会費、給料、手当の補正であります。

それから、知事道議会議員選挙費、報酬3万2,000円から旅費、費用弁償1,000円まで52万8,000円の今回補正であります。実は御存じのとおり、新聞報道もありましたけれども、きょうで臨時国会が閉会しましたけれども、今臨時国会で議決されました地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の臨時特例に関する法律が議決されております。それで選挙日が確定しております。まず、知事の告示日が3月21日になります。それから、道議会議員の告示日が3月29日になります。投票日は4月7日ですけれども、当初、当初予算では知事の告示日が3月28日、道議会議員の告示日が4月5日を予定して当初予算を計上しておりましたけれども、告示日が法律の施行によってそれぞれ1週間早まりました。それに伴う報酬、時間外勤務手当、賃金、費用弁償、これは選挙管理委員会委員の関係ですが、補正となっております。これは歳入も同額52万8,000円を計上する予定であります。

それから、次のページ、3 款民生費1 項社会福祉費1 目社会福祉総務費、給料、手当の補正であります。ここで特に時間外勤務手当123万9,000円の減額、実績と見込みの予算との比較でございます。それから、20 節扶助費300万円、冬季生活支援事業であります。資料のナンバー9をお開きください。資料ナンバー9です。これは要綱案のたたき台でございます。目的、第1条は、ここに記載のとおりです。灯油価格の高騰に伴い、生活が困窮されている世帯に対して、冬期間の経済的負担を軽減するとともに、生活の安定を図り福祉増進に寄与することも目的とすると。対象としては、基本は灯油価格の高騰によることが要因でありますけれども、波及する暖房、つまり灯油の暖房、まきで暖房をされている方、オール電化、公営住宅なんかではオール電化がございまして、そういった方も対象になると。

第2条の助成対象ですが、対象世帯は「平成30年12月 日」と、日にちが空欄になってございまして、本日、議決をいただきますと本日の日付、11日がここに入って

るようになります。本日、現在住所を有している方で、かつ全ての世帯員の30年度分の町民税が非課税である世帯で、次のいずれかに該当する世帯と。ただし、一つの家屋に複数の世帯が同居をして、主暖房を共同で利用している場合は、一つの世帯とみなして対象外としますよと。それから、生活保護受給者については国から支給されるので対象外になりますし、社会福祉施設入所者（グループホーム、特別養護老人ホーム）あと長期入院者及び長期不在者も除くと。（1）65歳以上の単独世帯及び高齢者のみで構成する世帯から（2）の重度の身体・知的・精神障害者手帳所持者が同居する世帯、（3）18歳以下の児童生徒を扶養しているひとり親世帯ということになります。対象世帯には、1世帯当たり1万2,000円、商工会の発行する商品券での交付を考えております。これはあくまでも申請行為でありますので、議決をいただきましたならば、今週には回覧でお知らせをしたいなというふうには思っております。

申請期限につきましては、第5条で来年の2月28日までということで、この日付につきましては、26年にも福祉灯油を実施してございますが、それと同じ申請期限ということにしております。

交付の日から施行するということですが、これは本日、予算の議決いただきましたならば、本日付、本日から施行すると、そういう内容になります。

現在、灯油1リッター94円、税抜きで94円でございますが、平成22年の最低単価が灯油が70円ございましたので、94円から70円を引いて、その400リッターの消費税で、1万368円でございます。それと、26年に電気料金が改正になって今に至っておりますので、それらの分も含んで1万2,000円という考え方でございます。申請を受けてから、大体1週間後ぐらいには交付をしたいと、そのように考えております。

それでは、予算書21ページにお戻りください。

28節繰出金がございます。27万7,000円の減額は、国保事業勘定特別会計への繰出金20万2,000円の減額、介護保険事業勘定特別会計への繰出金7万5,000円の減額であります。

2目老人福祉費、報償費10万円、敬老祝い金ですが、これは確定による減でありまして、喜寿が1名1万円の減額、米寿が3名9万円の減額、合わせて4人の10万円の減額であります。それから、需用費、燃料費17万4,000円につきましては、ふれあいの郷と老人健康増進センターの燃料費の追加の補正であります。これは燃料単価の増に伴う不足分の補正、それから光熱水費9万2,000円は、ふれあいの郷の電気料の追加の補正であります。次のページになります。委託料5万円、敬老事業、これは事業の確定に伴う減額になります。

3目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金237万2,000円の減額、これは後期高齢者医療広域連合への負担金で、確定による減額です。28節繰出金92万6,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額であります。

2項児童福祉費2目児童福祉施設費、給料、手当の追加の補正、需用費17万1,000円は、保育所の燃料費の追加の補正分であります。

それから、次のページ、3目児童措置費20節扶助費46万円については、児童手当の確定見込みによる追加の補正。

3項国民年金費1目国民年金事務取扱費については、給料、手当の補正と19節負担金補助及び交付金で6万4,000円、情報システム協議会の負担金であります。これは国民年金に係る女性の出産に係る産前産後期間の保険料免除に対応した受付処理簿等のシステム改修に係る負担金でございます。これは同額、6万4,000円が歳入として補助金で入ってくる予定でございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、給料344万7,000円の減額、手当180万円の減額、これは給与改正に伴う補正と、現在、育児休業を2名の職員がとっております。その減額が主な要因でございます。19節負担金補助及び交付金4万1,000円の減額、十勝圏複合事務組合の負担金ですが、確定による減額、これは帯広高等看護学院への分担金であります。

それから、2目保健衛生施設費11節需用費149万4,000円は、保健センターに係る燃料費の追加の補正でございます。149万4,000円とその下、△の21万2,000円、15節工事請負費、建物等改修工事がございますが、この間に横に線を1本引いてください。線が抜けております。工事請負費は保健センター改修でして、真空式温水機器の更新、計装機器更新に係る入札執行残21万2,000円であります。

それから、次のページ、3項水道費2目水道費28節繰出金112万円の減額は、簡易水道事業特別会計繰出金の減額。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、給料、手当の補正、11節需用費、燃料費で1万8,000円、使用料及び賃借料、複写機使用料で1万9,000円。燃料費1万8,000円については、総務課の管理車両に係る燃料費でございますが、実は歳入でも3万6,000円ほどの補助金がございます。これは国有農地等管理処分事業ということで、その事務費ということになります。

2目農業総務費、給料、手当の減額。

4目畜産業費18節備品購入費、公用車54万5,000円は、家畜防疫車の購入に係る執行残でございます。入札による執行残。なお、11月22日に納車となっております。

6目営農用水管理費、需用費、消耗品費で16万円の減額、13節委託料21万3,000円の減額。これは道営担い手対策の畑地帯総合整備事業の第2上陸別に係る需用費、委託料、委託料については給水管の切りかえに係る実施設計、これは入札執行残でございます。消耗品16万円の減額は、委託金の減額に伴う消耗品費の減額、そういう内容でございます。

それから、7目公共草地管理費、これはトラリの公共草地関係の予算の減額になりま

す。11節で修繕料17万4,000円の減額は、給水配水施設修繕の入札執行残。15節10万3,000円、農業用施設整備は配電線路の改修工事の入札執行残でございます。

8目農畜産物加工研修センター管理費は、職員手当、職員の人件費の補正となります。

2項林業費1目林業振興費、工事請負費162万円の減額は小規模治山事業弥生地区の入札執行残、19節負担金補助及び交付金1億482万4,000円の追加の補正であります。まず、負担金については、全国森林環境税創設促進連盟、負担金2万円の減額は、予算2万円を見ておりましたけれども、この団体の機関決定として、30年度の負担金は徴収をしないと、そういったことで2万円の減額になります。それから、補助金として未来につなぐ森づくり推進事業722万7,000円の補正は、今年度の事業量増に伴う追加の補正でありまして、地拵え分であります。当初、80.92ヘクタールを見ておりましたけれども、63.83ヘクタール増の144.75ヘクタールを行うということで、その補助金であります。それから、林業・木材産業構造改革事業9,761万7,000円につきましては、新町1区にある、国道ぶちのチップ工場がございますけれども、そのチップ加工施設装置一式の更新に係る補助金ということになります。これは同じ額が歳入として入ってきます。

3目林道新設改良費13節委託料4万4,000円の減額は、林道維持管理として林業専用道上勲祢別本苦務線の入札執行残が主な内容になります。その看板の製作業務の確定による減額。15節工事請負費55万円は、林道のり面補修工事ということで18万2,000円の減額、これは宇遠別線の入札執行残、林道維持管理工事36万8,000円の減額は、東トマム高台線外1路線の入札執行残となります。

それから、次のページ、7款商工費1目商工総務費、給料、手当の補正。

3目観光費、19節負担金補助及び交付金、補助金、しばれフェスティバル開催事業235万7,000円の補正でございます。内容としては、まず、しばれフェスティバルの実行委員会から町に対して、11月16日に要望がございました。内容としては、バルーンに水をかける洗車機がございますが、当初、24年度に15台を買って助成をしておりましたが、年数もたって、そのうち8台が故障しがちで支障が出ていると。それでその購入についての要望があり、洗車機10台を購入するという108万2,000円の補正。それから、二つ目がバルーン、現在大きいのが12基ございますが、そのうちの4基、黒色のバルーンが穴があいたりして支障があるということで、その4基分で60万円。それから、ステージショーであります。ことし37回まではステージショーは前夜祭、1日だけやっておりましたけれども、実行委員会として、ステージショーを2日目も実施したいと、そういう要望がございました。合わせて235万6,560円の補正であります。町としては、若い人たちのしばれフェスティバルへの熱い思いですとか、まちづくりに対するその思いに応えたいと、そういう思いで今回要望があったことについて補正を計上して、実行委員会の支援をしていきたいと、そういう内容でございます。

それから、29ページ、8款土木費になります。1項土木管理費については、給料、手当の補正であります。

2項道路橋りょう費2目道路維持費、工事請負費108万1,000円の減額につきましては、道路橋りょう工事で町道補修修繕工事36万円の減額、これは新町1号通り外1路線の入札執行残。排水整備工事72万1,000円の減額は、中陸別原野線外5路線の入札執行残でございます。

それから、3目橋りょう維持費、次のページになります。測量試験費1,043万円の減額。金額が大きいのですが、まず共和橋の測量試験を予定しておりましたが、国の交付金査定がゼロと、不採択ということで940万5,000円の減額、それと蹄橋の入札執行残102万5,000円であります。合わせて1,043万円の減額。15節工事請負費3,395万円の減額、橋りょう補修工事であります。これも弥生橋の補助金が不採択になったということで、それに係る工事請負費3,395万円の減額となります。なお、今年度、不採択になった事業については、来年度以降に、また道と協議をしていきたいと、そのように考えてございます。それから、19節の199万5,000円の減額、これは負担金ですが、北海道市町村支援連絡協議会195万円の減額です。これは橋りょう点検7橋に係る負担金ですが、これも確定による減額となります。

4目道路新設改良費、工事請負費309万8,000円の減額、道路改良工事でありませんが、新町5号通り、殖産4号線外2路線の入札執行残でございます。

5目街路灯費15節工事請負費、これは東1条通りの街路灯改修ですが、これも入札執行残、42万7,000円の減額です。

4項住宅費1目住宅管理費、需用費、公営住宅の修繕料357万円の追加の補正、委託料4万円の減額はつつじヶ丘団地の測量試験費、入札執行残。15節工事請負費38万6,000円の減額、これについては公営住宅の改修であります。つつじヶ丘団地の電気温水器等の更新工事に係る入札執行残。

それから、2目住宅建設費、委託料64万1,000円の減額は、計画策定ということで住生活基本計画及び長寿命化計画策定の入札執行残。15節工事請負費254万2,000円の減額は、公営住宅改修ということで、外壁塗装工事の入札執行残。それから、外構工事は新町団地P棟の外構工事20万8,000円の入札執行残であります。

それから、5項下水道費1目下水道費28節繰出金244万1,000円の減額は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額。

9款消防費1項消防費1目消防費、11節、12節、備品購入費、負担金補助及び交付金、公課費となりますが、実は今年度予算を議決いただきまして、消防ポンプ自動車の陸別1号車を更新して、納車になってございます。したがって、今回、8月23日に新車が納車になってございまして、旧1号車の車検が9月7日まででございましたので、納期を確定、決めておりますけれども、新車が納期より早く納まったということで、まず需用費の3万4,000円は消耗品費、これは旧1号車の車検に係る費用の減額となります。それ

から、役務費、手数料で次のページ、車両検査等9万3,000円の減額、その下の自動車損害保険2万9,000円の減額は、旧1号車に係る減額でございます。備品購入費で6万6,000円の減額は、新1号車の入札に伴う執行残。19節負担金、消火栓更新6万3,000円の減額は、町道宮下通りの消火栓の更新に伴う入札執行残でございます。これは簡易水道事業特別会計のほうにも関連してきます。それから、27節公課費11万8,000円、自動車税、これについては旧1号車分が7万5,000円の減額、それから新1号車分で4万3,000円の減額、合わせて11万8,000円の減額でございます。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費、報酬2万9,000円、委員報酬ですが、11月に新旧委員が交代し、旧委員が11月1日まで、新委員が11月2日からということで、2名の新旧委員に係る報酬分で不足が生じます。旧委員については月額報酬で、新しい委員については日割計算ということになりますので、その不足分の2万9,000円の追加になります。

それから、2目事務局費、給料、手当の補正でございます。それから、15節600万3,000円の減額、教員住宅建設573万1,000円については、入札執行残でございます。外構工事も同じく27万2,000円の減額は入札執行残、それから備品購入費13万5,000円の減額、職員住宅用備品でございますが、今回、建設に伴いまして備品購入費で照明器具等の予算を見ておりましたが、実は工事請負費の中に照明器具等の全てが入っておりましたので、予算13万5,000円全額を減額するという内容でございます。

5目教育研究所費9節旅費、費用弁償6万4,000円の減額、同じく需用費、食糧費1万円の減額、14節で有料道路通行料2万円の減額は、函館市で開催の全道研究会に参加予定でして、2名の予算を見ておりましたけれども、欠席したということで旅費、需用費、14節の予算、9万4,000円の減額となります。

次、34ページ、2項小学校費1目学校管理費、委託料、教職員健康診断、確定による11万1,000円の減額。

2目教育振興費19節負担金補助及び交付金、修学旅行費交付金事業3万円の減額。当初15名を見ておりましたけれども、そのうち交付金として支出したのは12名でして、3名分3万円の減額。20節扶助費、就学援助費21万9,000円ですが、今回、準要保護世帯で1世帯2人の対象者が転入によってふえました。それが一つと、もう一つは、従来、新規入学する準要保護世帯の児童の学用品に対して、4月に新年度予算で支給しておりましたけれども、今年度から3月に、入学前に学用品をそろえてもらおうと、そういったことで今回その分を補正として上げました。5人分で20万3,000円でありませぬ。十勝管内の小学校は、大体、九割九分3月中に支給をしていると、そういう状況を踏まえて、当町としても3月中に、保護者の負担を軽減するというので、入学前に支援をしようということで今回補正として計上させていただきました。

それから、3項中学校費1目学校管理費、需用費、これは中学校の燃料費の追加の補

正、56万8,000円、委託料9万6,000円は教職員の健康診断、確定に伴う減額。

2目教育振興費19節は修学旅行費交付金事業の減額、当初14名分を見ていましたが、19節から交付する人数は9名ということで5人の減額、15万円であります。

それから、次のページ、4項社会教育費1目社会教育総務費、この中で共済費72万2,000円、賃金221万2,000円の減額うち、まず賃金で嘱託職員賃金となっておりますが、153万1,000円の減額。時間外割り増しで7万6,000円の減額、期末勤勉手当38万4,000円の減額、これは学童保育所の保育士、嘱託職員として募集をしましたが、応募者がなくて1名分の減額でございます。それから、指導員賃金22万1,000円の減額は、社会教育指導員の確定見込みによる減額。8節報償費8万円の減額。14節使用料及び賃借料の3万円、携帯電話借上料、これは海外研に係る未執行による減額となります。19節負担金補助及び交付金の25万6,000円、補助金、文化団体活動推進事業、これは教育長の行政報告にもございましたけれども、11月18日に北見市で開催された北見地区のリコーダーコンテストで、陸別小学校のクラブが独奏と合奏の部で銀賞を受賞して、1月12日に札幌で開催される全道リコーダーコンテストに出場することになりました。小学生7人、指導者4名、計11名の参加に係る補助金でございます。

次のページ、交付金、冒険・体感inとうきょう実行委員会の10万4,000円の補正ですが、当初、14名を見ておりましたけれども、先ほど扶助費の中に1世帯の転入があつて、2名ふえましたと説明しましたが、転入者の中に6年生が1人いましたので、1名がふえて14名から15名と、1名増に伴う10万4月,000円の補正です。

5項の保健体育費1目保健体育総務費、旅費、費用弁償3万3,000円の減額、食糧費2万6,000円の減額。これについてはスポーツ推進委員の研修ですが、4名を見ておりましたけれども、3名の欠席ということで3名分の減額。それから、19節負担金補助及び交付金の8万4,000円の減額、町民スポーツレク大会の開催事業ですが、確定による減額。

2目体育施設費、7節賃金64万9,000円は、臨時管理人賃金確定による減額、13節委託料15万6,000円は、清掃業務3万6,000円の減額、体育施設維持管理12万円の減額、清掃業務はわかばのバーベキューハウスの清掃業務になります。確定による減額。14節使用料及び賃借料5万4,000円は、テニスコートの転圧用の重機の借上料ですが、ことしも建設業協会のボランティアでやっていただいたということで、全額5万4,000円の減額です。

次のページ、3目学校給食費については、給料、手当の補正です。

38ページから40ページは、給与費明細書がございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

次、歳入に移ります。

歳入、9ページをお開きください。

9 ページ、歳入であります。

1 款町税 1 項町民税 1 目個人、現年課税分ですが、1,423 万 3,000 円の追加の補正でございます。増収の要因としては、まず給与所得の増、それから山林譲渡所得の増、営業所得の増が要因としてございます。それらを踏まえて、1,423 万 3,000 円の追加の補正でございます。

それから、2 項固定資産税、現年課税分 796 万 8,000 円の追加の補正、要因としては住宅等の新築の増、償却資産の増がでございます。

9 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税、普通地方交付税です。5,988 万 1,000 円の減額ですが、9 月定例会で今年度、普通交付税確定額として 18 億 8,562 万 3,000 円、全額を予算計上しておりました。今回、補正予算によって 5,988 万 1,000 円ほど、普通交付税を減額して調整をしました。つまりこの金額が留保分ということになります。

1 2 款使用料及び手数料 1 項使用料 3 目衛生使用料 2 節水道使用料、小利別地区の水道使用料、専用水道の使用料ですが、戸数の減による 60 万円の減額でございます。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費負担金 2 節児童福祉費負担金 3 5 万 2,000 円については、歳出でも説明しましたがけれども、児童手当の負担金、国の負担金として、歳出の確定見込みによる追加の補正となります。

2 項国庫補助金 3 目土木費補助金、道路橋りょう費補助金、橋りょう長寿命化修繕事業交付金 2,980 万 1,000 円の減額です。これは歳出で説明しました共和橋の不採択による 630 万円の減額、弥生橋の 210 万円の減額、上陸別橋、橋りょう点検 7 橋分の交付金、蹄橋の交付金の減額は当初交付率 70% だったのですが、66% に落ちたということで、それらを合わせて 2,980 万 1,000 円の減額となります。

それから、3 項委託金 2 目民生費委託金、国民年金費委託金ですが、これは歳出で説明しました電算システムの改修に係る委託金であります。

それから、次のページ、1 4 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費負担金ですが、社会福祉費負担金 57 万 3,000 円、これは後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額、これは確定による減額。それから、2 節児童福祉費負担金 5 万 2,000 円の補正は、歳出でございました児童手当の確定見込みによる追加の補正です。

それから、2 項道補助金 4 目農林水産業費補助金 1 節農業費補助金、北海道国有農地等管理処分事業補助金 3 万 6,000 円、先ほど歳出の農業委員会費のほうで説明しました補助金でございます。それから、2 節林業費補助金 9,186 万 8,000 円の追加の補正。まず、森林環境保全整備事業補助金 889 万 4,000 円の減額、これは事業確定見込みによる減額。未来につなぐ森づくり推進事業補助金 374 万 2,000 円の追加の補正は、歳出で説明しましたが、地拵え分の事業量の増に伴う追加の補正。野そ駆除事業補助金は、事業確定による減額。次のページ、小規模治山事業補助金 47 万 2,000 円の減額は、弥生地区の事業確定による減額。その下、林業・木材産業構造改革事業 9,76

1万7,000円は、歳出で説明しましたが、新町1区のチップ工場のチップ加工施設整備に係る補助金、歳入歳出同額でございます。

それから、3項委託金1目総務費委託金、選挙費委託金、知事道議会議員選挙委託金5万2,000円は、歳出で説明をしますが、知事選挙、道議会議員選挙の告示日が、当初予算から見ると1週間、日にちが早まったことに伴う歳出と同額の委託金の補正になります。

それから、3目農林水産業費委託金、農業費委託金は第2上陸別地区の事務費関係、監督補助員の減額1万7,000円です。

それから、15款財産収入2項財産売却収入2目物品売却収入、生産物売却収入2万9,000円の減額は、町有林素材売却収入、鉦北の間伐事業を中止したことに伴う減額となります。

16款寄附金1項寄附金、1目一般寄附金2万4,000円は、開町100年記念式典当日における寄附8件でございます。

2目指定寄付金、総務費寄附金でふるさと整備資金434万円は、指定寄附4件355万円とふるさと納税分50件の79万円でございます。次のページ、ふるさと銀河線地活用等振興資金以下のいきいき産業支援資金までは、ふるさと納税分に係る寄附でありまして、まず銀河線は8件19万円、町有林整備資金が6件の6万円、給食センターが5件の6万円、スポーツ振興資金が4件の4万円、地域福祉資金が4件の13万円、いきいき産業支援資金が8件の8万円となります。

それから、19款諸収入3項貸付金元利収入1目家畜導入貸付金収入は、優良家畜導入貸付金償還金720万円、これは繰り上げ償還分、牛15頭分でございます。

4項雑入3目雑入7節雑入ですが、社会保険料等個人負担分3万5,400円の減額は、学童保育所の保育士の減額となります。

それから、20款町債1項町債3目農林水産業債1節農業債470万円は、楽農橋の改修事業の追加の補正であります。今回、協議によりまして、起債対象となりました。それから、2節林業債50万円の減額は、弥生地区小規模治山事業の事業確定による減額。

4目土木債1節道路橋りょう債930万円の減額は、川向伏古丹連絡線10万円の減額、弥生橋改修900万円の減額、殖産4号線10万円の減額、一つ飛んで共和橋改修270万円の減額。これは歳出で説明しましたが、共和橋と弥生橋、これは国の事業不採択ということで全額の減額。それから、上陸別橋改修250万円、蹄橋改修10万円については、先ほど補助金のほうで説明しましたが、補助率が下がったことにより起債充当がふえたという内容でございます。それから、2節河川債1,870万円、陸別川河川改修1,470万円、作集川河川改修400万円、この2河川については今回起債の対象になりました。この事業がですね。

それから、6目教育債、これは教員住宅建設事業確定による620万円の減額になります。

以上で歳入を終わりました、6ページをお開きください。

6ページは、第2表繰越明許費補正です。

追加になります。農林水産業費、林業費、林業・木材産業構造改革事業、チップ加工施設整備ですが、9,761万7,000円の明許費。

それから、第3表債務負担行為補正。

追加です。戸籍電算システム更改事業負担金、期間は31年度であります。限度額が486万円ですが、北海道自治体情報システム協議会への負担金になりますけれども、来月、1月に情報システム協議会で、この戸籍電算システムに係る機器の更新に係る、セットアップなどのための入札を執行する予定になります。一応、時期としては6月ころまでということになりますので、負担金の額については来年の当初予算に計上になりますけれども、まず、債務負担行為として限度額の予算を確保することによって入札執行をすると、そういうことになりますので、それで債務負担行為が必要になると、そういったことで今回追加をさせていただいております。

それから、第4表地方債補正。

変更であります。まず一般単独事業、限度額、1,500万円でしたが、3,790万円で、2,290万円ほどの増であります。弥生地区小規模治山は1,500万円から50万円減額の1,450万円、それと道営築農橋改修、陸別川河川改修、作集川河川改修、これは先ほど歳出で説明しました事業が採択になりまして、歳入でも、事項別明細書でも説明しました。採択になりましたので、470万円、それから1,470万円、400万円、それぞれ追加の補正となります。2,290万円増の3,790万円。

それから、過疎対策事業については、限度額が3億2,180万円ですが、補正後は3億1,530万円ということで、650万円ほどの減額となります。

そして中段ちょっと下に、町道川向伏古丹連絡線改良事業、1,310万円が1,300万円で10万円の減額。その下、殖産4号線道路整備事業、820万円が810万円、10万円の減額。上陸別橋改修事業が1,500万円から1,750万円で250万円の増。共和橋改修事業が270万円を見ておりましたけれども、不採択、補助金の不採択によって全額減額。それから、蹄橋改修事業については210万円が220万円、10万円の増。それから一番下、教員住宅建設事業3,930万円が3,310万円で620万円の減額となります。

次のページ、これは廃止になります。

辺地対策事業、弥生橋改修事業、補正前が900万円、これも補助金が不採択になったということで、全額減額となります。

以上で、議案第70号の説明を終わりました、次が71号の説明に移ります。

○副議長（本田 学君） 2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時17分

○副議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木副町長。

○副町長（佐々木敏治君） それでは、特別会計の説明をしたいと思います。

議案第71号平成30年度陸別町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金の負担金、国保連合会32万円ですが、これは事業報告システム、この電算システムの関係ですけれども、国保ラインの改修でございます。療養給付費負担金のシステム改修、調整交付金の負担金システムの改修、それとレセプト併用化に係るシステム改修で、療養給付費と調整交付金に係るシステム改修については27万円、レセプト併用化システムについては5万円の合わせて32万円。これは同額が歳入で入って来ます。

2項徴税费1目賦課徴収費19節負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合20万2,000円の減額は、これは一般会計の賦課徴収費で説明しましたけれども、税滞納整理機構への負担金でありまして、国保会計は減額の予定だと申し上げました。確定見込みによりまして20万2,000円の減額となります。

以上で歳出を終わりました、歳入の4ページをお開きください。

1、歳入であります。

3款道支出金1項道負担金1目保険給付費等負担金2節保険給付費等交付金（特別交付金）32万円。

5款繰入金1項他会計繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で20万2,000円の減額。

以上で、議案第71号の説明を終わり、72号の説明に移ります。

議案第72号平成30年度陸別町の国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出です。

1款総務費1項施設管理費1目一般管理費、給料37万8,000円の減額、手当28万3,000円の減額、これは給与改定の改正に伴う部分も入ってございますが、減額の

主な要因としては、看護師1名が1月1日付で退職になります。今、回覧で募集をしておりますが、その職員等の給与の調整によって、減額の主な要因となっております。9節旅費28万3,000円の減額は、これは臨時医師に係る旅費の減額でございます。それから、需用費105万9,000円、燃料費、これは一般会計の保健センターでも補正をお願いしましたが、建物が続いている診療所に係る燃料費の追加の補正でございます。次のページ、使用料及び賃借料23万6,000円、車両借上料、これは臨時医師送迎に係るハイヤーの借上料の追加の補正でございます。

7ページ、8ページは、給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

それでは、歳入、4ページをお開きください。

歳入、4ページは、6款繰越金の前年度繰越金であります。今回、歳出に合わせて35万1,000円の補正になります。繰越金の確定額が2,22万8,332円ですので、補正後の額526万6,000円を引いた1,701万2,332円が留保されております。

以上で議案第72号の説明を終わり、次、73号の説明に移ります。

議案第73号平成30年度陸別町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、7ページをお開きください。

7ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、給料、手当の補正。委託料47万6,000円の減額は、水道台帳整備の入札執行残でございます。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費13節委託料16万2,000円の減額は、横断自動車道、川向の水道管支障移転実施設計に係る入札執行残。15節、16万5,000円の減額は、浄水場のボイラー更新工事に係る入札執行残でございます。

2目の施設新設改良費13節委託料39万6,000円の減額は、機器更新価格調査業務及び機器更新実施設計に係る入札執行残。15節工事請負費177万5,000円の減額は、機器更新の入札執行残であります。

9ページ、10ページに、給与費明細書をつけておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思えます。

それでは、歳入の5ページに移ります。

5ページ、歳入であります。

1款使用料及び手数料1項使用料1目水道使用料、1節水道使用料で110万円の減額

となります。1カ月当たり件数で21件の減額でございまして、年間見込としては252件の減で、金額は110万円ほどの減額となります。要因とすれば、人口の減、それから空き家等もあるかというふうに思います。

2款国庫支出金1項国庫補助金1目簡易水道事業補助金147万2,000円の減額は、機器更新工事に係る事業確定に伴う減額。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金、財政対策分で112万円の減額。

6款諸収入1項雑入1目雑入1節雑入で22万5,000円の減額は、まず消火栓整備等補償費、これは消防費から入ってくる宮下通りの消火栓の整備でして6万3,000円の減額。水道管移設等補償費16万2,000円の減額は、横断道川向地区の水道管支障移転実施設計確定による補償費の減額であります。

次、6ページ、7款町債であります。簡易水道事業債、配水管整備事業380万円の追加の補正、これはトマム地区の2幹1号支線配水管布設替工事の起債の追加でございませう。実は、この事業は道道斗満陸別停車場線ととまむ園地先につなぐ配水管75ミリですけれども、推進工法というのですか、道路を横断してやる工事らしいですけれども、道路占用工事というのですか、実はその地中に20センチから40センチの玉石が多く出てきまして、その工事の工法を変更せざるを得ないということで、設計変更の予算を事業間流用しました。つまり、こう、20センチ、40センチの玉石が出てくるということはちょっと、コンサルにも調査させたのですが、発見できなかったということ。それで当初設計は737万6,400円だったのですが、設計変更をしまして、1,191万2,400円の設計変更をかけた。設計費としては453万6,000円ほどの増ということになりました。そういったことで、事業費の増に伴って起債も380万円、過疎債で380万円から570万円、190万円、簡易水道事業債で同じく380万円から570万円、190万円の増、合わせて380万円の増ということになりました。

機器更新事業は、事業確定に伴って過疎債1,510万円から1,360万円、150万円の減額。簡易水道事業債も同じく1,510万円から1,360万円の150万円の減額、合わせて300万円の減額となります。

以上で歳入を終わりにしまして、4ページをお開きください。

4ページは、第2表地方債補正、変更であります。

過疎対策事業、まず配水管整備事業750万円が940万円、190万円の増。機器更新事業が1,510万円から1,360万円に150万円の減。過疎対策事業としては2,260万円から2,300万円、40万円の増。

簡易水道事業が2,260万円から2,300万円、40万円の増。配水管整備事業で750万円から940万円、190万円の増。機器更新事業が1,510万円から1,360万円、150万円の減となります。

以上で議案第73号の説明を終わりにしまして、次、74号の説明に移ります。

議案第74号平成30年度陸別町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次

に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、7ページをお開きください。

7ページ、2、歳出であります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、給料、手当の補正。委託料174万4,000円の減額、経営戦略策定で入札執行残であります。

2款施設費1項施設管理費1目施設維持費13節委託料42万8,000円の減額、まづ施設設備保守管理23万5,000円の減額、これは浄化センターの汚泥設備分解整備の入札執行残。管渠清掃、これは下水道管渠調査清掃防水処理業務19万3,000円の減額は、入札執行残でございます。

次のページ、3款事業費1項下水道整備費1目下水道建設費13節委託料152万円の減額、基本計画策定、入札執行残でございます。これはストックマネジメント基本計画策定に係る入札執行残、152万円の減額。15節工事請負費1,715万4,000円の減額は機器更新、浄化センターの機器更新工事に係る入札執行残1,715万4,000円の減額であります。

9ページ、10ページには、給与費明細書がありますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それでは、歳入、5ページにお戻りください。

5ページ、歳入です。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料40万円の減額、これも月平均2件の減ということで、年間見込みで24件分の減であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道事業補助金1,019万5,000円の減額、これは事業確定による減額となります。

4款繰入金1項他会計繰入金、一般会計繰入金、財政対策分で156万9,000円の減額、経営戦略の策定に要する経費87万2,000円の減額は、2分の1分でありませぬ。それぞれ事業確定による減額となります。

次のページ、6款町債1項町債1目下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業780万円の減額です。これは事業確定に伴う減額となります。

以上で歳入を終わりました、4ページをお開きください。

4ページ、第2表地方債補正であります。変更であります。

過疎対策事業、特定環境保全公共下水道事業、変更前が810万円で変更後は420万円、390万円の減額。下水道事業も810万円が420万円ということで390万円の

減額であります。これも事業確定に伴う減額となります。

以上で議案第74号の説明を終わります。75号の説明に移ります。

議案第75号平成30年度陸別町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出の5ページをお開きください。

5ページ、歳出です。

3款地域支援事業費3項包括的支援事業・任意事業費2目任意事業費13節委託料38万9,000円の減額。これは任意事業として、当初予算で家族介護支援事業、オレンジセーフティネット、認知症高齢者見守り全国ネットワーク事業ということで、委託料で38万9,000円を見ました。当初、38万9,000円を計上しておりましたが、国の事業見直しに伴いまして平成30年度はモデル事業とすると、そういったことで予算計上はしないで、モデル事業として3町で事業を展開していると。したがって、全額減額補正をして、来年度から予算計上して事業展開になると、そういう内容でございます。

歳出を終わります。歳入に移りますが、この38万9,000円に対する各負担割合の減額でございます。

まず、歳入の1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料、現年度分で普通徴収分8万9,000円の減額は、23%分になります。

2款国庫支出金2項国庫補助金2目地域支援事業交付金、現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業15万円の減額、これは38.5%分でございます。

3款道支出金2項道補助金1目地域支援事業交付金、現年度分、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業7万5,000円の減額は、19.25%分でございます。

6款繰入金1項他会計繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金ですが、これも同じく介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業7万5,000円、これは道の補助金、補助率と同額で19.25%分の減額、7万5,000円の減額であります。

以上で議案第75号の説明を終わります。76号の説明に移ります。

議案第76号平成30年度陸別町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。

5ページ、歳出です。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金補助及び交付金4万9,000

円、北海道自治体情報システム協議会への負担金であります。これは事務の平準化に伴うシステム改修費でございます。4万9,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金19節97万5,000円の減額ですが、負担金、事務費負担金21万2,000円の減額、これは確定による減額。保険料等負担金76万3,000円の減額、これは保険基盤安定分の確定による減額となります。

以上で歳出を終わりました、歳入、4ページになります。

4ページで歳入は、3款繰入金1項他会計繰入金1目事務費繰入金、歳出確定に伴う16万3,000円の減額。

2目保険基盤安定繰入金、これも歳出の確定に伴う76万3,000円の減額でございます。

以上で、議案第70号から議案第76号の説明を終わります。

以後、御質問によってお答えをしたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○副議長（本田 学君） これから、議案第70号平成30年度陸別町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳出の逐条質疑を行います。

事項別明細書は、15ページから参照してください。

1款議会費、15ページから2款総務費21ページ上段まで。

1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それでは17ページの総務費、企画費の賃金ですね、臨時調理員賃金についてお伺いいたします。臨時調理員賃金ですけれども、今、メインでやっている方の補佐で入っていると思うのですけれども、今、メインで管理してくださっている方は地域おこし協力隊で、今後、今年度中の中途で任期が切れるのではないと思うのですけれども、この後どういう運営を考えていらっしゃいますか。

○副議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 企画費の賃金のことなのですけれども、この賃金につきましては、今、臨時調理員賃金ということで協力隊員が、今、張りついているわけですが、その協力隊員が休みを取ったりだとか、そういったときにかわりに臨時的に代替職員を雇って払う賃金ということですので、そのときに賃金改正が10月にありましたので、その差額分を1万円見るという中身のものがございます。

○副議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） それは理解しましたけれども、今の地域おこし協力隊員が今年度途中で切れるのであれば、臨時調理員の出勤する時間もふえると思うので、また補正が出てくるのかとも思うのですけれども、その辺の地域おこし協力隊の期限は、まだ年度内

あるのでしょうか。

○副議長（本田 学君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋 豊君） 3月いっぱいまでありますので、年度内は大丈夫というふうに考えております。

以上です。

○副議長（本田 学君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 次に、3款民生費21ページ上段から4款衛生費25ページ中段まで。

6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 21ページの3款民生費1目社会福祉総務費の20節扶助費、冬季生活支援事業300万円についてお伺いいたします。まず、今までの実施状況についてお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 冬季生活支援事業、今までのということで、過去の単年度要綱で実施してきたものということによろしいですね。

平成19年度から行っておりますけれども、過去、件数でいきますと221件、平成20年度209件、飛びまして24年度221件、25年度213件、26年度221件ということで、ここでしばらくあいているわけでございます。

以上です。

○副議長（本田 学君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） ここで、町長にお伺いいたします。

この冬季生活支援事業については、私たち今、18期ですか、陸別町議会議員でございますが、以前からこの事業については議論されております。管内においても、ことしは非常に新聞等でも福祉灯油については、支給状況について公表されておまして、特に陸別は日本一寒い町陸別町と、そういうふうに公言しております。ここ数日間ですか、最低気温が日本一ということで、本町が朝・昼・晩ですか、全国、または全道版でテレビなどで頻繁に報道されております。その中で皆さんも御存じだと思いますけれども、たまたま網走から来たドライバーのインタビューの中でも出ておりましたが、この町は夜は寒くて歩けないのだよなど。そして今度、しばれるから鼻の穴までしばれちゃうよという、そういうインタビューのお言葉もありました。こんな日本一寒い町で、限られた所得の中での年金生活者ですか、また低所得者世帯にとっては、この冬の暖房費については、非常に生活費に影響が大きく及ぼしております。

私は、この件については、今、灯油単価の変動によってではなくて、日本一寒い陸別町だからこそ、この町特有の独自の事業としてそろそろ考えてもよいのではなからうかと、日ごろそうやって考えております。支援を受けられる方に対しては、非常にありがたいこ

とだと思えますけれども、この件について町長の御意見をお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） ことしは暖かいずっと穏やかな天気でしたが、ここ何日か前に根雪になって、白い物が目立つようになると、やっぱり冷えが厳しくなって、議員がおっしゃるように、全国的にもニュースになって陸別町陸別町と、寒い反面、うれしさを感じているところではありますが、議員おっしゃるように、各町村いろいろなやり方がありまして、その燃料の値段にかかわらず福祉灯油をやっているところもありますし、議員おっしゃるように、陸別町は寒いけれども、暖かい政策をやっているなというようなこともこれから考えていく必要はあるのだろうか、そのように考えております。

○副議長（本田 学君） 6番渡辺議員。

○6番（渡辺三義君） 今、町長の前向きな意見も聞きましたので、今後に向けてぜひ年金生活者とか低所得者に対して、また高齢者ですか、安心して日本一寒い陸別町で生涯を過ごせるような、そういうまちづくりの環境をお願いしたいと思います。

終わります。

○副議長（本田 学君） ほかに。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今、さきの議員が質問した点でお答えをいただいたのですが、町長の答弁を聞いて、ちょっと違うのではないかと思うのですよね。というのは、この要綱は我々議会には、議員の目には触れられないものなのですけれども、いわゆるさきの要綱を見ていると、平成26年、27年の2月まで申請した分と。先ほどの話にもありましたように、26年以降は、これが実施されていないというふうに理解していると思うのです。今の答弁を聞くとね。この間、ちょうどこれは改選の年だったと思うのですけれども、野尻町長そのもの自身が金澤町長から引き継いだ段階で、これが継承されていないというふうに今わかったわけなのですけれども、暖かい政策と町長が言ったお言葉をひっくり返しますと、これに目が届かなかったのではないかと、私、思うわけなのです。そういう面でも、この3年間の空白をどのように受けとめているのかと。

それから、この要綱を見ていると、1万3,000円を支給すると、26年のときにはね。それが1万3,000円ですか、1万3,000円を支給、しかし今回は1万2,000円と、1,000円のマイナスなのですけれども、この辺については先ほど支給するための一つの目安として、灯油とか、電気代とか、まき代とかといろいろ説明されていたのですけれども、ここ近年というか、ことしに入っていわゆるいろいろ産油国の事情によりまして、すごく上がっていると。一時期灯油代が100円を超えているという時期も出てきている段階で、今回、下げる要因はなかったのではないか思うのですけれども、その辺のとらえ方としてどういうふうに説明していただくのか、その辺の2点についてお伺いしたいと思います。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 金澤さんからの引き継ぎがどうこうという話はあるのですが、これ、灯油の単価の絡みできて、議員おっしゃるように、ことしはかなり乱高下して、いろいろな要素で乱高下していて、27年の3月は74円で、27年の11月、参考までには66円の単価であったということでございます。ことしもぎりぎりの数値だったのですが、また、上がり下がりも予想できますし、ことしはそんな意味でやっぱりつけたほうがいいのではないかとということで、予算を計上させていただきました。そこら辺もこれからいろいろなこと含んで考えていきたいなど、そのように思っております。

○副議長（本田 学君） 丹野保健福祉センター次長。

○保健福祉センター次長（丹野景広君） 今、町長も申しましたけれども、福祉灯油、過去にやってきた経緯というのが、灯油代が100円近辺、いわゆる70円の時代が長かったわけですが、そこから19年度、急激に上がったという部分があります。そのときに上がった分で交付金を出したと、扶助費を出したという経緯がありまして、その精神を踏襲しながら、灯油代が100円を超えるときに、もともと70円程度のところから上がった分の差額を支給しようではないかとということで、支給してきた経緯があります。

今、町長が言ったとおり、27年度から29年度までについては100円まで到達していない、もうちょっと低い数字、70円台、60円台ということだったので、この冬季生活支援事業自体は行っていないということになります。

それで、私が言うのも何なのですが、町長が言っているのは、そういう過去の経緯はあるけれども、今後については何らかの方策を考えていかなければならないのではないかと、私のほうでは解釈しているところです。

以上です。

○副議長（本田 学君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の説明で半分納得で半分納得行かないというふうにあらかじめ申し上げますけれども、やはりこういう事業というのは継続していくということが基本で、たとえ乱高下の中で灯油代が、あくまでも灯油代が目安だったものですが、電気代が安くなっても灯油代が上がっていったら、やっぱり灯油代を一つのベースにしなければいけないのではないかと思います。そういった意味でいくと、27年度の段階では、たとえ1万3,000円であったけれども、今度は1万円にするとかという、この事業そのものは、先ほどの議員に説明があったように、当町のこういう環境の中での形というのは、この事業を継続することがより福祉政策としてはいいのではないかと思いますので、どの辺が基準で、してもいいとかしなくてもいいとかというふうにならないと思うので、そこに住む福祉政策の継続性をきちっと強調することが大事ではないかなと私思うので、半分理解で半分理解しないということで、もう一度、30年は2月で終わりだけでも、31年はどうなるのかなと思う面も含めまして、町長自身にお願いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私自体は、この事業は継続しているという気持ちでいます。た

だ、皆様方の意見も十分参考にして、これからまた新たなものになるか、いろいろ調査研究していきたいと、そのように思っております。

○副議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 次に、6款農林水産業費25ページ中段から7款商工費28ページまで。

ありませんか。

7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 27ページの農林水産業費の19節の件で、林業・木材産業構造改革事業で9,700万円、予算化しているわけなのですが、先ほどの説明でいくと、説明資料がないのでよくわからないのですが、チップ工場の更新ということになっているのですが、これは林業政策として当然必要な面だと思いますけれども、もう少し詳細に、どういうものがこの事業対象となるのか、ちょっと説明願います。

○副議長（本田 学君） 副島産業振興課長。

○産業振興課長（副島俊樹君） この林業・木材産業構造改革事業でありますけれども、町内の林業会社がチップ工場一式の更新ということで、当初、30年度の当初事業で採択に向けて事業計画を提出していたところだったのですが、採択ポイントが若干足りなくて、30年度不採択ということになっていたのですが、先月、道のほうから当該事業体に対して、今年度中の予算で実施する見込みはあるかという打診がありまして、来年度に向けて準備をしていたのですが、来年度も採択されるかどうかかわからないという状況もありまして、今回、この事業にのるということで決定いたしまして、今回の補正という形になっております。全額、国、道の補助金によりましての実施ということになりますが、事業費につきましては確定ではないのですが、おおむね3億1,000万円程度の事業費で、チップ工場関係の機械を更新する内容となっております。

この事業につきましては、1月中下旬ぐらいに内示がありまして、その後、補助申請を行いまして、2月中旬ごろに交付決定がされる予定となりまして、年度中には事業着手、その後、会社のほうで機械発注等を行って、来年度中の完了を見込むというような形になっております。

チップ工場一式の細かい項目については、ちょっと割愛させていただきますけれども、受け入れから出荷する直前の保管する設備までを更新するというような内容になっておりまして、現在よりも製造量を増加させて、チップの需要増に対応するような内容というふうになっております。

以上です。

○副議長（本田 学君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） 今の質問に対してのお答えを聞いていて、決して理解しないわけではないのですが、いずれにしても林業政策として、簡単に言えば機械の更新の事業

を進める上で、予算的には予定事業は3億円ほどかかると、その辺について今回、ちょっと議題外になるかもしれませけれども、収入のほうで今回の支出と同じように9,700万円見ているわけですね。だから、そういう事業が来た段階において、あとの残りの分、補助が100%かと思ったら9,700万円そのもの自身は、3億円のうちの約3分の1ぐらいだという話なのですけれども、事業者は陸別で多分唯一のチップ工場だと思うのですけれども、それを継続させるという点でいくと、町のほうの補助金というか、そういうものが何ぼか考えられなかったのかなと、私、思うわけなのですけれども、その辺についても町長の考えとしての政策をお答え願いたいと思います。

私の今の捉え方が間違っているのであれば、間違っただでお答えいただいてもいいのですけれども、そういうふうに私は思ったわけなので、町長のお答えがほしいと思います。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 課長から説明があったように、今年度当初はそういう希望があった、道のほうにも申請していたのですけれども、残念ながらポイントが足りなくてだめだということで、町にとっても一つしかない、議員おっしゃるように、林業を一生懸命やっているところでもありますし、私どもも前回は道のほうに、こちら辺の要請にも行ってきました。また、今回もいろいろ出していただいて、満度ではなかったけれども、かなり目減りしたのですけれども、この数字が当たったということで、会社のほうともいろいろ協議もしました。そして予定よりも若干低いので、どうしようかなと悩んだこともあったのですが、今、交付金事業、補助金も満度に出てくるというのは余りないので、これだけいただけるのなら、せっかくだから何とかやっていただけたら町としてもありがたい。人の雇用もできますし、ありがたいものだねということで、あとできるものは何かないかなということで、こちらもいろいろ正直探しました。あと、余計な出費になったら利子補給なんかも何かないのかなと、そんなこともやりまして、いろいろ相談しまして、いや、こちら辺はわかったと。無理は言わないから、こちら辺了解してこの事業にのっかるよという了解をいただいてやったものですから、私どもも気持ちは十分あるのですが、そういうふうに了解いただいたので、よかったなと、そう思っているところであります。

○副議長（本田 学君） 7番谷議員。

○7番（谷 郁司君） この事業は30年度に入ってから要望していた結果、なかなか決まらなくて、最終的に今の段階でいいよと。オーケーが出たということで、最終的に工事の実施は繰越明許で処理していくのだと思いますけれども、今、町長言ったような考え方の中で、先ほども言いましたように、林業政策としてやっぱり町として単純に、ストレートに、補助金イコール事業の中にやるのではなくて、それに上積みした町の政策というのが必要だと私は思うので、今後、繰越明許で金額が変われば、また議決の対象になるのかもしれないけれども、そういうことも考えた上で今後何らかの形ででもこういうものの事業が出たら、普通的に言えば補助金は事業費の半分、3億円程度なら1億5,000万円、9,000万円しかないということは、3分の1なので、あとの2割ぐらいは町が持

つとかという方法が、僕は事業としてより一層進めることができるのではないかと思うわけなので、その辺については今後きちっと町長の考え方で進めていってほしいと思います。

そういうことで、お答えは要らないわけではないけれども、なければならないで進めていってほしいと思います。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 林業もちろん基幹産業ですし、ほかのいろいろな産業もありますので、そこら辺も、議員も先ほどからいろいろな質問でおっしゃる、やっぱり公平公正な立場に立って物事をこれから見て、できることはそうしていききたいと、前向きにそんなように考えているところであります。

○副議長（本田 学君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 次に、8款土木費29ページ9款消防費32ページ中段まで。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 次に、10款教育費32ページ中段から最終37ページまで。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 次に、歳出全般について行います。

ただし、款を区切ったの質疑は終わりましたので、他の款との関連あるもののみとします。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 以上で、歳出についての質疑を終わります。

次に、歳入全般について質疑を行います。

歳入の事項別明細書は、9ページから14ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 以上で、歳入についての質疑を終わります。

次に、第2条、繰越明許費の補正、第3条、債務負担行為の補正、第4条、地方債の補正について質疑を行います。

6ページから8ページの第2表から第4表を参照してください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 最後に、歳入歳出全般について質疑を行います。

ただし、歳入歳出双方に関連あるものに限定します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第70号平成30年度陸別町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第71号平成30年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから5ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第71号平成30年度陸別町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第72号平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4ページから6ページまでを参照してください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第72号平成30年度陸別町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第73号平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 次に、第2条、地方債の補正について質疑を行います。

4ページの第2表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第73号平成30年度陸別町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第74号平成30年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、5ページから8ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 次に、第2条、地方債補正について質疑を行います。

4 ページの第 2 表を参照してください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 7 4 号平成 3 0 年度陸別町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)の採決をします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 4 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 7 5 号平成 3 0 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 5 ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第 7 5 号平成 3 0 年度陸別町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(本田 学君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 5 号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 7 6 号平成 3 0 年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)の質疑を行います。

第 1 条、歳入歳出予算の補正全般について行います。

事項別明細書は、4 ページから 5 ページまでを参照してください。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（本田 学君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 討論なしと認め、これで終わります。

これから、議案第76号平成30年度陸別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

15時25分まで休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時23分

○副議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 一般質問

○副議長（本田 学君） 日程第15 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番山本議員。

○5番（山本厚一君） 町長に、総括的な質問をいたします。

今回は、町長の今後の政治姿勢についてということで、2点ほど質問いたします。

1点目は、町長の重点施策についての取り組みとその成果について。

2点目は、新たな年号となる2019年からのまちづくりの構想について。

この2点を質問いたします。

まず、1点目の町長の重点施策についての取り組みとその成果についてであります。平成27年に野尻町長が就任してから4年の任期を間近に控えておりますが、町長がまちづくりは人づくりをテーマに掲げ、5項目の重点施策と小さくても清らかな輝きのある町を目指し、行財政改革の推進に努力されていることは理解しておりますが、重点施策を掲げて努力されており、また約束した課題が解決、達成されたのか、また方向づけを示された業績についてをお尋ねしたいと思います。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の御質問にもありましたように、前回の選挙時に五つの重点施策を公約として挙げさせていただきました。一つ目は地域産業の活性化と創生、これは農業・林業・商工業、二つ目として行財政改革の活性化と、行財政改革の推進と町民参加

のまちづくり、三つ目には健康づくり、子育て支援の充実、四つ目には高齢者と障害者への福祉の充実と環境整備、五つ目にはふるさと創生事業と、この五つを重点施策としました。

これらの具体策として、約30項目をお示しいたしました。前回の選挙に当選させていただきまして、金澤町政の仕上げもあります。継続事業、そして新規事業を精査しまして、最初の管理職会議でそれを皆さんに発表させていただき、協力をお願いしたところがあります。議会の皆様には、議決をいただいておりますことで、詳しく説明しなくてもいいのではないのかなど、そんなふうには思っておりますが、御質問ですので継続または新規で実施した事業等、ちょっと思いつくまま順不同なのですが、挙げさせていただきたいなど、そのように思っています。

まずはあちこち行ったりするかもしれませんが、お許してください。産業基盤の強化事業、そして酪農クラスター協議会の支援、民有林の造林促進事業支援の強化、また町有林の拡大事業、そこら辺も行ってきました。優良家畜導入支援事業、あとチャレンジプロの調査研究推進事業、町内不在業種の支援、あとは地元雇用促進事業、林業従事者の雇用対策、バイオマス関連事業の推進、あと、ぷらっとの支援、防災訓練の実施、災害対策用備品の充実、高齢者、子育て世帯、若者等の各層団体との出張対話の場の設定、そして実施をしたところでもあります。また、外国人語学指導の活用、定住対策にかかわる住宅新築また改修等への助成制度、コミュニティバスの運行、陸別東京事務所の開設、子ども医療費助成を高校生まで無料化を拡大いたしました。同時に妊婦さんの健診通院の交通費の助成、あとは人工透析をされている方の送迎の事業、商業者利子補給制度及び融資枠の拡大、それと国交省のプラットフォーム事業で、これは観光交流活性化促進事業、ここら辺を今、一生懸命やっておりますところでもあります。出産子育て支援祝い金制度、保育料及び学童保育料の見直し、給食費は全額助成、これも継続をしております。子育て各準備金支援制度、奨学資金制度見直し、給食費は先ほど言いましたが、全額助成です。漏れていることもたくさんありますが、きちっとしたものは皆さん既に御存じでしょうから、後日、何かの機会でお示ししたいと、そのように思っております。

また、これは懸案事業でありましたバイオガスプラント事業、これもFITにのっかることができ、方向づけがやっとできたのかなど、そのように思っております。いずれにしてもそれぞれに皆様の協力があったからこそ実現できたと、感謝しているところがあります。

○副議長（本田 学君） 5番山本議員。

○5番（山本厚一君） それでは、2点目の新たな年号となる2019年からのまちづくりの構想についてであります。この町で生きた全ての人の思いとともに100年と、すばらしいテーマが選ばれ、意義深い記念行事が開催されておりますが、開町から100年が過ぎ、2019年から新たな年号となるわけでもありますから、今後の100年に向かって小さくても清らかで輝きのある町を目指し、人と自然に優しく元気なまちづくりを述べ

ていますこれを踏まえて、今後、必要なまちづくりについてはどのように考えておられますか、お聞きしたいと思います。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 新たな年号となります2019年からのまちづくりの構想についてということでございますが、人口の少ない地方自治体にとって、環境の厳しさは、これからまだしばらく続くと思います。今までどおり総合戦略や人口ビジョンに沿って、人口減の対策等に立ち向かっていくことは言うまでもありませんが、北海道の自治体にとって人口をふやすということは、その戦略はなかなか難しいなと感じているところでございますが、過疎化や高齢化を嘆くばかりでなくて、人口減少の現実を受け入れた上で、この地域で住民が幸せに暮らしていける環境整備を図っていくことが、これも現実的で大事ななど、そのように思っています。それから、また、先が開けてくるような、そして見えるような気がしております。

また、陸別らしいチャレンジ精神を持ち続け、多様性、これを維持することが大切だと、そのように思っています。いずれにしましても、一朝一夕にはできない、努力あるのみ、前進あるのみ、そのように信じているところであります。

○副議長（本田 学君） 5番山本議員。

○5番（山本厚一君） よくわかりました。

最後になりますが、町長も議員も任期は残すところ、あとわずかになりました。町長は、今後といたしますか、来期に向けて、町政に対してどのようにお考えになっているか、最後であります、お聞きしたいと思います。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 実は、先月の11月30日、私の後援会の拡大役員会が開催されました。来年春の町長選に再選出馬の要請がありました。重く真摯に受けとめさせていただき、そして今まで熟慮してきました。1期目を通じていろいろな町の課題も見えてきました。町民の皆様の協力、応援をいただけるのであれば、次期も町政のかじ取りをさせていただきたいと、そのように思った次第です。よりよい陸別町のまちづくりに励んでいきたいと、決意を新たにしたところでございます。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

通告に従いまして、きょうは、誰もが安心して暮らせるまちづくり及び認知症の方も取得できる精神障害者保健福祉手帳につきまして、町長にお伺いします。

一般質問としましては、今議会定例会で15回目となります。この間、町民の暮らしに関する質問を中心に行ってきたわけではありますが、それに対応していただきました町長を初め町関係者の皆さんには、深く感謝しているところであります。

前の議員も申し上げましたが、間もなく4年の任期を終える段階に至っておりますので、きょうはその質問や提言が施策に結びついたのかを検証させていただきたいと思って

おります。

先ほど、町長からも何項目かお話がありましたが、私が取り上げたものにつきまして、ここで申し上げさせていただきますが、多くは検討、もしくは参考としてにとどまっているわけでありますが、人工透析治療者への通院支援、コミュニティバスの運行、持ち家新築に対する助成及び保育料の多子減免などが施策として具体化されて、町民の暮らしに一定の便宜をもたらしているものと考えております。もちろん、それはもともとは町の施策として検討されていたものであったり、また、多くの方々から既に提言されていたものでもあったりしての結果と認識しているところであります。

それでは最初に、誰もが安心して暮らせるまちづくりについてお伺いします。

誰もが安心して暮らせるまちづくりを考えると、やはりそれは援助の必要な方々の暮らしをどのようにサポートするかということになると思います。質問の趣旨を先に申し上げますが、私どもを取り巻く生活環境が日々変化する中で、誰もが住みなれた地域において暮らしていけるまちづくりを実現するためには、医療や福祉を初めとする安全で安心な暮らしを支える仕組みが、地域の実情に応じたきめ細やかな施策として展開されなければならないものと考えます。

そのためには医療の提供体制の確保や、高齢者及び障害者の地域生活支援に取り組むとともに、将来を担う子供たちが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでいかなければならないことは当然のことではありますが、そのことはこれまでも行われてきているものと考えております。しかし、努力とは裏腹に人口の減少がとまらず、だからといって何もしないわけにはいかないわけで、当町だけではなく、多くの自治体が手探りの行政運営になっているのではないかと感じております。産業が住民の暮らしを守るのか、住民の暮らしが産業をつくるのか、そのような視点でまちづくりを考えたいというのが、きょうの質問の趣旨であります。

誰もが安心して暮らせるまちづくり、これをふだんの暮らし、そして緊急時及び災害時に分けて考えることとなりますが、ふだんの暮らしにおいては、幸いに医療機関は歯科診療所を含めて、町民はもとより、当町の存立において大きな影響を及ぼす福祉施設運営の要件を満たすことができる体制になっておりますし、当町と似た規模の自治体において話題になるガソリンスタンドがない、コンビニエンスストアがないということでもなく、最低限度ではありますが、町としての機能を成しておりますので、きょうは緊急時と災害時における危機管理について、その対応を伺ってまいりたいと思っております。

地域の中には、悩みや課題を抱えつつも、どの制度の対象にもならず、そのはざままで生きにくさを抱えて暮らす方々が存在します。社会情勢が一層複雑化する中では、今後も公的な制度だけで全ての人々に十分な支援を続けることは、難しいものと考えなければなりません。こうした人々の支援体制として、町の地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業などが担うことになるとは思います。毎年、孤独死に至る方が発生していることは、残念なことと言わざるを得ません。制度と制度のはざまに生ず

る課題はさまざまで、こうした課題の解決においては、社会資源を活用することが必要になりますが、当町の実態は行政が担う施策に頼らざるを得ない状況にあります。

介護保険適用のサービスには、さまざまな種類がありますが、中でも居宅サービスの充実度が、介護の必要な状況になっても、地域で暮らし続けられるバロメーターになるわけです。重症、かつ重介護を要する状態にある方にとりましては、随時の対応が可能な訪問の看護や介護のサービスが必要になりますが、当町の現状ではそれがかなわず、今、行われている訪問看護、訪問介護や訪問入浴のサービスが極めて重要になるわけです。当町におけるこの医療系を含めた居宅サービスの提供体制が、現在、どのような状況にあるのかお伺いたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員にはいつも、一般質問でいろいろとお話しされて、そこら辺も参考にして施策や何かを打てたということの感謝を申し上げたいなというふうに思います。

事前に質問内容の大ざっぱなものはいただいていたのですが、今の御質問、その後に来る福祉の有償運送事業等々にかかわって答弁させていただいてよろしいでしょうか。おっしゃることは全部、私も同じように思っているところでありまして、なおさら少しでもいい制度ができるように頑張るつもりはしておるところであります。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） それでは時間もありますので、質問を先に進めます。

住みなれた地域で医療を受けられる体制を確保することは、安心して暮らせるまちづくりを進める上で最も重要なことでもあります。幸いに町立診療所は、医師2人体制が安定的に維持されておりますので、急性期を除いては対応できておりますが、それでも町外の専門病院に通院せざるを得ない方が相当数おられます。

冒頭でも申し上げました人工透析治療者への通院支援は、平成27年度から行われておりますが、現在、6人の方が治療を受けられており、そのうちの何人かは、この送迎支援がなければ、町外の医療機関の近傍に移り住まなければならなかったと思います。人工透析治療者以外の在宅者で、町外の医療機関での受診を希望する場合において、みずからの交通手段を持ち得ない方につきましては、路線バス、または社会福祉協議会が運営する福祉有償運送事業を利用することになりますが、福祉有償運送事業の利用には一定の条件があって、入退院の利用は可能であります。入院中の病院から専門病院へ通院する場合や転院の場合などでは利用できませんので、高額な介護タクシーを使わざるを得ないこともあるように聞いております。サービスを提供する側の事情もしんしゃくしなければなりません。状況を調査していただき、可能であればこの利用範囲の拡充を検討できないものかお伺いたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今回の御質問は福祉有償運送事業利用範囲の拡充ということだと思

いますが、福祉有償運送の概要としましては、タクシー、あと公共交通機関によっては要介護者、身体障害者に対する十分な輸送サービスが確保できないと、そのように認められる場合に、実費の範囲であり、営利とは認められない範囲の対価により、乗車定員11人未満の自家用車を使用して、会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別有償サービスで、運輸支局長等の許可が必要であります。運送区域は、運営協議会の協議が整った市町村を単位としまして、旅客運送の発地、または着地のいずれかが運送の区域内にあることが必要なため、陸別町が発着地でない場合は、運送は不可能ということになります。

特例としまして、陸別町を通過する転院の場合は、入院先から自宅、自宅から転院先までの2段階に分けた考え方で、利用可としている場合もございます。

入院中は、その医療機関の医療相談室及び連携室が、通院手段の調整を行ってくれるものであり、転院時の交通手段においても同様と考えております。今までの事例では、介護タクシーなどのサービスを利用して、移動する方法が多いと聞いております。当町における福祉有償運送事業、移送サービスは、あくまでも在宅での介護生活を支えるためのものと考えておまして、入院中は、その医療機関に調整をお願いしているところでございます。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいまの答弁、まさしく法令の解釈の範囲内であることは、私も理解できるところであります。ただ、今後、人口の減少が進む中で、やはり住み続けられる町の支援体制を、地元の支援体制を考えたときに、法令を超えた新たな取り組みも必要になってくるのではないかと、そのように考えております。

例えば、付添者が同乗した場合はどうなのかとかというのが、知的障害者の福祉有償運送でも、ある部分、認められたケースもございます。そういうことで、発着地の問題は何らかの形でクリアできるのではないかと、私は思っているのですが、御検討いただきたいと、そのように考えております。

都市部では事業の利用対象者で、支援が望ましいと思われる方が、事業の存在を知らずに、多くのニーズが潜在化していると言われております。支援が必要な方々に、適正な支援が行われるよう関係機関等の連携が必要になりますが、地域包括支援センター、それから居宅介護支援事業所、そして障害者相談支援事業所などとの相互の連携の現状がどうなっているのか、お伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 地域包括支援センター及び障害者相談支援事業所などの連携でございますが、第7期介護保険事業計画においても地域共生社会の実現に向けて、具体的な展開や地域福祉計画との整合性が強調されているところであります。

当町では、第7期介護保険事業計画策定時に、当町における地域共生社会の具体化について、地域包括ケアシステム推進会議で協議しており、障害者施設が身近な地域にあることをメリットとして捉え、交流から相互に支え合う社会、それを目指して行くことと協議

された経緯があります。まずは、連携の必要性について各関係機関と協議し、情報を集めることから始めたいと、そのように考えているところでございます。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 続けます。防犯の観点から申し上げますが、権利擁護事業の普及推進について伺います。

平成12年度の介護保険制度、それから平成15年度の障害者の支援費制度の導入により、高齢者や障害者は自分で福祉サービスを選択及び契約をし、サービス提供を受けることができるようになっております。同時に、認知能力が不十分とされる方々が、サービスを適切に選択し、契約をする権利を保障する必要性も提唱されております。それに伴いまして、認知能力の不十分な方の契約行為や金銭管理の支援として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業が実施されておりますが、この二つの事業、それぞれの事業の実施状況、これをお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の運営についてであります。成年後見制度の事業運営、これは町主催の運営推進会議の中で、有識者の意見をいただきながら、状況を見ているところであります。実施機関を社会福祉協議会に委託しまして、2年が経過しました。制度の周知不足を感じているところであります。必要な人が利用できる制度であるよう、実施機関の社会福祉協議会との連携を強化していきます。

また、地域福祉権利擁護事業は、現在、日常生活自立支援事業に名称が変更されておりますが、実施主体は、北海道社会福祉協議会であります。当該事業については、陸別町社会福祉協議会が道社協の委託を受けて、事業実施が可能な状態にあります。

平成28年の7月に設置されました、現在までの延べ利用数、法人後見は5件、この内訳、病院1件、この方は亡くなられておりますが、あと施設が4件。現在の利用数は、法人後見4件というふうになっておるところであります。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今年度からの3年間を計画期間とする、先ほども出ておりました第7期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に記載されておりますが、在宅の要介護者及びその介護者が抱えている疾病は認知症が一番多く、介護者が不安に感じている介護は、認知症への対応であるとされております。平成26年度の介護保険法の改正によって、地域支援事業に位置づけられております認知症初期集中支援推進事業及び認知症地域支援ケア向上事業について伺います。

このことについても、この計画に記載されているわけですが、住みなれた地域で暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による認知症施策の充実を図っていると、このようになっているわけですが、この認知症初期集中支援チームは、どのような職種で組織されて、どのような業務を行っているのか、また、認知症地域支援推進員にはどのような立場の方を委嘱し、認知症の方にどんな支援を

行っているのか、お伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 認知症初期集中支援チーム員は、医療職と介護職で構成することとされております。国が主催する必要な研修を受講したものに限ると、そのようにされております。当町は、診療所の医師2名が認知症サポート医研修を受講済みでありまして、そのほかに地域包括支援センターの保健師1名が、認知症初期集中支援チーム員研修を受講しております。

また、地域包括支援センターの介護福祉士がチーム員研修を受けたことで、チーム員として登録しております。

業務内容は、認知症の初期診断を行っていない方の支援及び必要なサービスへのつなぎであります。当町においては、その業務の全てを地域包括支援センターが担っており、チーム員が稼働した実績はありません。認知症地域支援推進員は、地域包括支援センター職員2名が登録されており、主にホットカフェの中での介護相談業務を行っております。

また、現在、認知症ケアパスの作成を行っており、住民に認知症を周知できる媒体を作成中であります。

認知症の診断がついた方の支援は、継続支援が重要でありまして、継続の中にタイミングを見つけ、よりよい方向に導くことだと、そのように考えております。信頼関係を構築するまでに時間がかかることが多く、支援を拒否する方もいるため、慎重な対応が必要となります。

今後につきましては、チーム員として、いつでも稼働できるよう研修を積み重ねていくことと、いつでも認知症の相談ができるという窓口が、地域包括支援センターにあることの周知を行っていきたいと思います。そして認知症の早期発見、早期対応は、チーム員や推進員だけでなく町民からの情報提供も重要になってくるため、地域の方が何か変だなと思ったときには、地域包括支援センターに相談してほしいことを周知していきたいと、そのように思っております。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 昨年11月に実施されました第7期介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定のための在宅介護実態調査、これを見ますと、要介護認定を受けられた65歳以上の在宅の方のうちの約半数、15世帯が単身、または夫婦のみの世帯ということで、緊急時や災害の発生時には、行政として真っ先に対応しなければならない方々であります。

ことし9月6日未明に発生した胆振東部地震の際の大規模停電を例に、当町の危機管理体制について伺います。それは道内全域が停電となる、いわゆるブラックアウトと言われる未曾有の状態に至ったもので、停電後、町内の全域に電気が行き渡るようになったのは、発生から1日半ほどが経過した7日夕刻でありました。

停電事故については、平成25年10月16日に発生した台風の影響による季節外れの

降雪で、国道242号線が小利別置戸間で17時間余り通行どめになったほか、訓子府に向かう道道及び道道津別陸別線においても最長3日間ほどが通行できない状態になりましたが、合わせてこの台風被害により停電事故も発生しております。原因は、留辺蘂陸別間の送電線に降雪の重みによって樹木が接触したものとされており、当町全域において停電となり、完全復旧までに1日以上を要するものでありました。その前年にも大規模な停電が発生していたことから、町民が安全で安心な生活を営む根幹を揺るがすこととして、安定した電力の供給を北海道知事に要請したことで、現在の送電線ループ化つながったものと言われております。

今回の停電事故は、規模的にはまさに未曾有のものであったことがうかがい知れるわけですが、そのような中で高齢者世帯等の状況確認につきましては、社会福祉協議会によって、地域福祉活動事業の利用者を中心に行われたことを聞いております。町としましては、災害対策本部を設置しないまでも、担当者が、この非常事態の把握をどの時点で、どのように行ったのかお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 9月6日午前3時7分に発生しました北海道胆振東部地震、これは防災担当、水道担当職員が携帯電話の緊急地震情報、また水道中央管理システム等から情報を得て、午前3時27分には役場に登庁しました。午前3時40分には、各担当がそれぞれ登庁しまして、発電機を稼働させ、北海道総合防災ネットワークファックスにファックスし、電源回復をさせ情報収集を開始いたしました。午前4時40分に、北海道電力足寄営業所より全道的に停電が発生しており、長期化する可能性があり、対応することができないので、町に対して住民周知の要請がありました。午前5時15分には管理職を招集し、この間、各課において各担当者が停電の情報収集に当たり、午前5時35分には愛の鐘で、住民に停電の第一報を周知したところであります。また、午前6時35分には、広報車4台を出動させ、郊外を含め住民周知をしたところであります。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） ただいま時系列で、この対応の状況を御説明いただいたわけですが、中でも医療機関、それから消防署、福祉施設、学校や保育所及び公共の交通機関、これらとの連携について、どのような指揮、連絡が行われたのか。今、御答弁いただものに重なるかもしれませんが、改めて御質問いたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどの答弁に一つだけ追加させていただきます。保健師、あと地域包括支援のメンバーなどは6日の朝から安否の確認、また要支援者宅をそれぞれ訪問しているところです。

それではただいまの御質問なのですが、これも時系列になるかもしれませんが、ちょっとお話ししたいと思います。午前5時に、北海道開発局帯広開発建設部足寄道路事務所から、連絡員が登庁されました。午前6時20分には、十勝総合振興局地域政策課より、町

内の状況を照会されました。国、道との連絡体制をとりつつ、課長等会議を開き、各課で停電時における対応を検討。午前5時15分、管理職を招集、停電の現状説明、この間、各担当で対応している内容説明を行いました。総務課、発電機の起動、庁舎内の必要最小限の電力回復をしたところでもあります。産業振興課は、午前4時、ふるさと交流センターに発電機を接続しました。建設課、各水道施設の自家発電機の稼働状況と燃料確保の準備、下水道処理施設の委託業者へ対応の確認をしたところでもあります。管理職会議で、各課に対して、住民への対応について指示をしました。教育委員会は、午前7時から8時まで、職員が停電でございました信号機、交差点での児童生徒の誘導、午前10時10分に教育委員会小中学校協議、6日、7日は平常授業を行っております。土曜授業は中止となっております。診療所は、自家発電機稼働のため平常の診療を行いました。消防署、これはとちぎ広域消防本部より、119番通報を受けられるよう広報車で巡回するよう指示をいたしました。福祉施設、自家発電機稼働により平常運営、町で食料の確認をしております。保育所は、平常の受け入れを行いました。歯科診療所に関しては、自家発電機がなかったため、9月6日のみ休診となっております。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 道内の新聞社が実施した、道内179市町村の非常用電源に関するアンケート調査では、胆振東部地震でブラックアウトになった際、多くの自治体が燃料確保に苦勞し、通常どおりの業務ができずにいたことを報じております。当町も72時間分の備蓄がなかった自治体に分類されておりますが、これは前の議会の定例会における防災行政無線の戸別受信機の設置をお願いした際の答弁では、まずは自家発電機の整備を優先したいとしておりましたが、自家発電機の整備、それと合わせて燃料の確保体制を、今の答弁でも一定程度は行われていたわけでありましたが、今後、どのように推進していこうとしているのかお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 役場庁舎内、これは3台の発電機で対応しています。今後、庁舎の営繕計画により整備を検討していきたいと、そのように思っています。燃料の確保については、平成24年度に、災害時における石油類燃料の供給等に関する協定により、優先的に確保できるものと考えております。

それと、先ほどとちょっと絡むのですが、7日の9時に、これは交流センターにおいて皆さん、交流センター、自家発電がありますので、携帯電話の電気がなくなって充電したいということで、愛の鐘で、道の駅でやっておりますと、そのように放送したところがございます。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） このたびの大規模停電では、地震を原因とするものでありましたが、これは私どもはもとより、電力事業者も想定していなかったということで発生したものであります。

電力広域運営推進機関の第三者委員会、これは中間報告で、電力会社の人為的ミスは否定しておりますが、国の電力政策としては、人災とも言える状況であったと思います。当町においても、先ほど油脂類の確保については、既に協定されているということでありましたが、ガソリンスタンドによっては給油ポンプを稼働させるための自家発電がなくて、他の事業者から借りて行われたということも聞いております。

この大規模停電の発生が9月初旬という時期でありましたから、暖房の問題が逼迫したものでなかったのではなかったので救われましたが、これが厳冬期の発生となれば、町内の約8割が暖房に灯油を使用している現状において、生活に支障を来す高齢者や障害者、妊婦などの方は一時避難が必要になりますので、避難所を運営しなければならないと思いますが、その際には、燃料が確保されなければならないことになります。この油脂類の災害協定から締結されているということではありますが、近場のスタンド等々の稼働が確保されるのか、改めて質問いたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、災害時における石油類、この利用の供給等に関する協定書、これは平成24年4月20日に、陸別町、そして帯広地方石油業協同組合、帯広地方石油業協同組合陸別支部、この三者で協定済みであります。これは防災計画とか、ホームページに掲載され……もしかしたら掲載漏れになっている可能性があります。間違いなく協定済みであります。

それで自家発電を装備しているガソリンスタンドは、石橋石油、今回の停電時では農協・JAですか、6日の夕方に発電機を設置して営業しておりました。中村商事さんは発電機はないという報告を受けています。消防などの緊急車両は、石橋スタンドで優先的に燃料を供給できると、そのようなところがございます。

協定書の中で大事なことがありまして、災害対策上重要な施設、あと避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供ということがうたわれていることも追加しておきます。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 続けますが、災害時の対応手順などを定める業務継続計画の策定が進んでいないと言われている中で、昨年6月現在の全国の状況が総務省から公表されておりますが、当町は独立した計画を定めてはいないものの、地域防災計画に位置づけているということでもあります。

業務継続計画とは、災害時に行政みずからも被災し、人、もの、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務、これを特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、業務の継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画ということではありますが、これを見ますと、当町は非常用発電機の必要台数は定めておりますが、燃料の対応はできておらず、そして非常時に最も大切な、優先すべき業務を特定していない、役割分担も定めていないということではありますが、やはりこの業務継続計画に定

めなければならぬ程度のもは、日ごろから想定しておく必要があると思ひますが、お考えをお伺ひいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この業務継続計画については、当町は作成はしていません。水道のほうはつくっておるのですが、地域防災計画でも十分に網羅されているということもありまして、作成はしていません。しかしながら、業務継続計画の、これは重要な要素がありまして、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、また本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理、以上のことを整理しながら今後、内閣府、総務省などから業務継続計画を作成するよう指示される可能性が大きいと、そのように思っております。

陸別町では、平成26年2月1日、停電時の対応マニュアルを陸別町地域防災計画に基づき作成をしているところでございます。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 今回の大規模停電は、食料品供給の問題もあらわになりました。地震発生9月6日以降のコンビニエンスストアでは、食品棚がすぐに空になる状態がしばらく続きました。道内の卸売業者には、取引先から一斉にオーダーが寄せられ、注分量は通常の5から7倍に急増したと言われております。

高齢者の世帯では、IH調理器などの利用が進められておりますが、もちろんこれは停電時には使用できないわけでありまして。援助が必要な方々の暮らしを守るには、その対応も想定されなければならないと思ひます。

質問を続けますが、次に、十勝アクティブシニア移住交流促進事業について伺ひます。

これは、十勝総合振興局と当町を含む管内13町を中心とした連携により、健康で活動的な50から60歳代のシニア層をターゲットに、中長期的な移住交流に向けた取り組みを、十勝総合振興局移住サポートセンター事業と、陸別移住を応援する会事業の一部を対象事業として実施するというものであります。いわゆる日本版CCRC構想、生涯活躍のまち構想と言われるものでありまして、管内では上士幌町などが、国の地方創生推進事業に合わせて実施しているもので、平成27年9月議会定例会での一般質問でも当町の取り組みを伺った経緯があります。

その際には、一時的には人口増につながるものの、一方で当町に住み続けてこられた方が施設介護を必要とするときに、町外の施設に頼らざるを得なくなってしまうおそれがあること、また、高齢者がふえることで介護給付費の増加も予想され、結果として介護保険料の引き上げにつながることも懸念されるとして、その時点では当町の高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられる体制づくりを優先したいということで、取り組む考えは示されていなかったわけでありまして。これに取り組むに至った経緯と、現時点における事業の進捗状況についてお伺ひします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この十勝アクティブシニア移住交流促進事業の概要ですが、議員がおっしゃるように、十勝総合振興局と管内13町を中心とした連携によりまして、アクティブシニア、50代から60代のシニア層をターゲットにしまして、中長期的な移住交流に向けた取り組みを実施する事業ということであります。

この事業は平成29年度から31年度が事業期間と、そのようになっています。事業は、地方創生推進交付金の対象となっています。3町、本別、足寄、陸別町では、平成30年度から31年度、2カ年で実施されます。平成30年度の事業内容としましては、意向調査の実施をしております。北海道暮らしフェアへの参加、これは大阪フェア、10月6日、次に東京フェス、11月11日、大阪では陸別に相談に来られた方が37名、そのうちこれに当てはまるシニア層は12名だったそうであります。その後の東京フェスには、陸別に相談に来られた方が19名、そのうち5名がシニア層。2回でシニア層の合計は17名ということで、意向調査をしております。

この事業は、町の単独では一切交付金はありませんが、3町の広域でやることによって国の交付金がつき、二つで約90万なにかの交付金が、補助率2分の1でついている事業でございます。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 当町として、これに今後、積極的に取り組むことになるのだらうと思います。日本版CCRC構想における国の考え方の一つに、長年にわたって医療や介護のサービスを整備してきた地方においては、人口の減少が進む中で、高齢者の移住により医療や介護のサービスの活用や有用の維持が図られる点で意義が大きいとしております。そして地方の高齢者についても、効果的、効率的な医療や介護のサービスの維持の観点からも有用としております。

要約いたしますと、地方では人口の減少によって、せっかく整理してきた医療や介護のサービスが、効率的に運営できなくなることが予想され、そこで暮らす高齢者にとっても困ることになるのだらうと、だから、都市部のシニア世代を受け入れてはどうですかということなののだらうと思います。まさに当町の医療と介護サービスの現状を言い得ているものと思います。

誰もが安心して暮らせるまちづくりに関する質問の最後になりますが、現在、整備が進められております北海道横断自動車道網走線、いわゆる十勝オホーツク自動車道の陸別小利別工事区間の竣工後、さらには足寄町までの整備、この区間は計画が凍結されたままではありますが、何らかの形でつながることになると思いますので、それらを想定したまちづくりについて伺います。

去る10月18日、議会産業常任委員会で、十勝オホーツク自動車道の陸別小利別工事区間の工事概要の説明を現地で、帯広開発建設部足寄道路事務所の担当者から受けました。この自動車道の整備は、緊急時における中核医療機関への移送においては、この区間

における国道242号線の代替路線がありませんので、まさに当町のライフラインを担うことになるわけでありますが、それが当町のまちづくりにどのような影響を及ぼすことになるのか、それを念頭に担当者からの説明を聞きました。

陸別のインターチェンジがハーフアンドハーフ方式、いわゆる北見方面と帯広方面への乗りおりが、それぞれ別の場所に設置されるということでもありますから、これによって道道津別陸別線の利用者は町中を通ることになります。また、除雪センターが当町にも置かれるということでもあります。これらは当町にとってプラスととらえてよいのではないかと思います。そして陸別までの工事区間竣工後における現在の小利別インターチェンジの取り扱いについては、これはあくまでも仮設の位置づけであって、竣工後は原則撤去との話ではありますが、これを残すかどうかは根室線でも同様の例があるようで、地元の方にもよるとのことでした。

さらに、これはあくまでも一つの願いではありますが、この高規格幹線道路体系の整備に合わせて、札幌圏への都市間バス運行の一部、具体的には1日1往復でもよいと思いますが、十勝オホーツク道経由で路線営業することを事業者に働きかけることも必要ではないかということでもあります。現在、当町の公共の交通機関としては、地域間幹線系統路線維持費補助事業で、北海道北見バス株式会社と十勝バス株式会社が、それぞれに北見方面及び帯広方面への旅客輸送を担っておりますが、この二つの事業者はともに北見または網走、そして帯広を発着地に札幌や旭川などへ都市間バスを運行しております。

現行の補助事業とは別次元の話ではありますが、このことによって地域の高齢化が進む中で、路線バスとJRを乗り継ぐよりは簡便な移動手段として、また、道央圏からの観光客増にも期待できると思います。

以上、何点か申し上げましたが、高規格幹線道路体系の整備に伴う今後のまちづくりにつきまして、お考えをお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 小利別のインターチェンジ、これは陸別町まで開通した場合には、原則では撤去することとなりますが、維持管理用道路としての活用も考えられます。冬期間の除雪にかかわる経費の負担も考えられますが、そのようなことも考えられます。

また、都市間バスの運行は平成18年4月、ふるさと銀河線が廃線となったときに運行が廃止されております。ふるさと銀河線の代替バス運行と都市間バス、これは帯広・北見でしたが、運行することにより競合路線となり、代替バスの国、道の補助金が大幅に減額されることにより、沿線自治体の負担が大きくなることによるものでありました。あわせて代替バス、これは帯広陸別線、北見陸別線の減便、またダイヤの見直しも予測されることでもあります。

現在、陸別のインターチェンジは、議員もおっしゃっておりましたハーフインターとして、これはほかの町がうらやましがるといような、私どももそのように思っているのですが、北見方面と帯広方面と別々に設置されることになります。そのことによって、市街地

での休憩、またトイレ、食事、燃料、観光施設等での体験滞在、宿泊など、観光施設等の動線をつないでいく取り組みが必要と認識しております。そのためには、関係する機関、団体と十分連携、協議していきたいと思っております。

議員がおっしゃる都市間バスや何かも、これからそこら辺も考えていくことも必要となってくるでありますから、参考としてお聞きしたいと、そのように考えているところであります。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 新たな路線認可が簡単なものではないことは承知しております。北海道横断自動車道北見地区早期建設促進期成会による中央省庁への要請活動が行われておりますが、この担当課長会議が毎年4月に当町で開催されております。早期建設に向けた活動状況等が話し合われているものと思いますが、同時に利活用についても議論されているものと思います。ぜひ御検討願いたいと、そのように思っておる次第であります。

それでは、次の質問に移ります。

認知症の方も取得できる精神障害者保健福祉手帳についてであります。認知症を患う方々を支える福祉制度の一つに手帳制度があります。手帳制度は、障害のある方々への支援を目的にして、知的障害者の療育手帳、認知症を含む精神障害者の精神障がい者保健福祉手帳、そして身体に障害を有する方々への身体障害者手帳が、それぞれの法律のもとで制度化されており、いずれの手帳においてもほぼ同じような福祉サービスを受けることができるようになっております。

例えば、認知症を患うことになった場合には、介護保険のサービスを受けられますが、必要に応じては介護保険以外の福祉制度を利用するためには、精神障害者保健福祉手帳を取得することが有用になります。今年度改定されました第5期陸別町障がい福祉計画に記載されております精神障害者保健福祉手帳所持者数が、昨年度で14人ということで、取得には申請が必要でありますから、認知症の方々の多くは取得できることを知らされていないのではないかと思います。制度に対する知識や理解が不十分であれば、申請ができませんので、さまざまな機会を通じて、この制度の周知や申請方法を知らせる必要があると思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 認知症の方も精神障害者保健福祉手帳を取得することができますが、全ての認知症患者が対象となるわけではなくて、指定医療機関に継続的、これは6カ月以上ですが、通院し、医師が手帳相当と判断しなければ、手帳の発行には至りません。北海道にも確認しておりますが、今、述べたとおりの内容ですから、市町村が積極的に手帳取得を促す必要はない。相談があった場合は、医師と相談するように伝えることとされているところであります。

周知については、国により大枠で周知、指定医療機関の担当医師によりなされることが無用な混乱を招かない方策と考えているところであります。

○副議長（本田 学君） 2番久保議員。

○2番（久保広幸君） 上部機関に確認した内容では、広く周知する等は、決して勧められる内容ではないというような答弁だったと思いますが、管内もそうですし、近隣の自治体、いろいろ見ましたら、やはり年に1度は広報等で、その仕組みは周知しております。これはやはり陸別町も必要ではないかと、そのように考えております。

この手帳を提示することで、先ほども申し上げましたが、どのような支援を受けられるかということですが、以前この手帳制度とは別に、認知症を患う方々が障害者控除対象者認定を受けることで、所得税及び住民税の控除が可能になることについて質問させていただいております。この手帳を提示することで同様な支援を受けることもできますが、加えて障害の等級によっては医療費の公費負担、これは陸別町も制度でやっております重度心身障害の取り扱いだと思っておりますが、公費負担があるのではないかと思います。これも含めまして、ほかにどのような支援があるのかお伺いし、本日の私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 精神障害者健康福祉手帳保持者が受けられるサービスでございますが、まず税金の控除、免除で、所得税、住民税の控除、相続税の控除・自動車税、自動車取得税の軽減、これは手帳の1級に限られております。

次に、公共料金等の割り引き、NHKの受信料の減免、障害者のいる世帯で世帯全員が町民税非課税の場合は全額免除と、そのようになっています。課税世帯で世帯主が1級の手帳所持者の場合は、半額が免除と、そのようになっています。あと、バス、タクシー等の料金の割り引き、携帯電話の基本使用料等の割り引き、この詳細はいろいろありまして、営業所で確認することが必要なと、そのように思います。あと、特別駐車許可、これは1級の精神障害者手帳所持者が対象となりますが、自動車に標章を掲示することによりまして、駐禁区域内でも他の交通の妨げにならない限り駐車ができるということになっています。これは警察署の許可と、そのようになっています。

福祉有償運送、これは社協で重度の心身障害者で、ひとりで公共交通機関を利用することが困難な方、そして生活福祉資金の貸し付け、これも社協で行っています。高齢者等交通費の助成、これは1級、2級の手帳所持者は、町内の営業車1回の乗車につき初乗り料金の一部を助成、初乗り運賃自己負担は200円となっております。

障害基礎年金、あと自立支援医療、障害が原因で継続的な通院が必要な場合、医療費の一部助成が受けられます。重度心身障害者医療費助成、1級の手帳所持者が対象で、医療費の1割負担ということになります。障害福祉サービス、居宅介護、生活介護、施設入所、共同生活援助、短期入所、就労継続支援等がございます。

◎延会の議決

○副議長（本田 学君） お諮りします。

本日の会議は、これにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

◎延会宣告

○副議長（本田 学君） 本日は、これにて延会します。

閉会 午後 4時30分